

**令和3年度において豊かな環境の保全
及び創造に関して講じようとする施策**

令和3年2月

大 阪 府

目 次

はじめに	1
I 脱炭素・省エネルギー社会の構築	3
II 資源循環型社会の構築	13
III 全てのいのちが共生する社会の構築	20
IV 健康で安心して暮らせる社会の構築	23
V 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進	41

はじめに

大阪府では、豊かな環境の保全と創造に向けて、「大阪府環境基本条例」を基本とする各種の条例・規則等を制定し、関係法令と併せて適正に運用するとともに、**2021**(令和3)年3月に「(仮称) **2030** 大阪府環境総合計画 ～いのち輝く **SDGs** 未来都市・大阪をめざして～」(以下「環境総合計画」という。)を策定するため、検討を進めているところです。

環境総合計画では、**2050**年の将来像「大阪から世界へ、現在から未来へ府民がつくる暮らしやすい持続可能な社会」を見通して、**2030**年の「いのち輝く **SDGs** 未来都市・大阪」の実現に向けて環境施策を展開することとしています。**2050**年は府域の二酸化炭素排出量実質ゼロや、海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロとする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」をめざすとされるなど、地球規模の重要な環境課題があります。このような長期の将来像を見通して、**SDGs**(国連の持続可能な開発目標)の目標年でもある**2030**年までに具体的な取組みを速やかに展開する必要があり、環境総合計画では、そのための施策の基本的な方向性として「中・長期的かつ世界的な視野」及び「環境・社会・経済の統合的向上」を位置付けることとしています。

取組みの推進に当たっては、「脱炭素・省エネルギー社会」、「資源循環型社会」、「全てのいのちが共生する社会」、「健康で安心して暮らせる社会」、「魅力と活力ある快適な地域づくり」の5分野を設定して、個別計画等を策定し具体的な施策を推進します。

個別計画は、「施策の基本的な方向性」に基づき、各分野ごとに背景・現状・課題等を詳細に整理・解析するとともに、適宜、有識者等に意見聴取を行い、具体的な目標や施策を定めることにより、各分野が同じ方向性をめざし、整合性を保ちながら、計画的かつ実効性のある取組みを推進します。

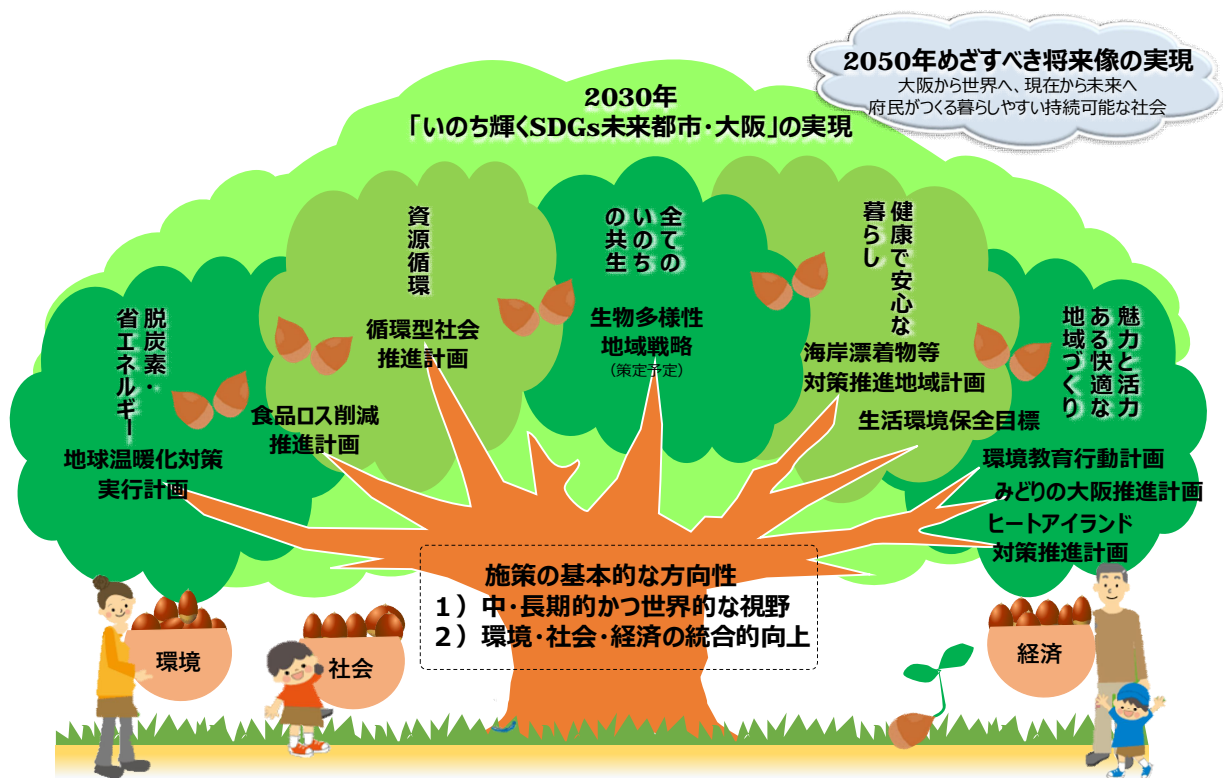


図 環境総合計画の将来像、環境施策分野と主な個別計画

また、環境基本条例に基づく施策報告を通じて、毎年度、PDCA（Plan－Do－Check－Action）サイクルによる施策・事業の点検・評価を行うとともに、施策の方向や主な施策等の実施効果の検証を行い、急速な社会経済情勢の変化に柔軟に対応して改善することにより、施策のより効率的、効果的な施策の実施を図ることとしています。

本報告は、大阪府環境基本条例第9条第2項の規定により、豊かな環境の保全及び創造に関して本府が講じようとする施策をとりまとめたものです。

また、本報告では、環境総合計画に掲げる「2030年の実現すべき姿」及びその姿に向けた施策の方向を示すとともに、2021年度の主な施策・事業と取組みを記載しています。

※施策事業名の横の[]内の数字は、2021（令和3）年度当初予算要求額です。

※計画名に「策定中」または「改定中」と記載している計画の内容は案であり、2021年3月に策定または改定を行う予定です。

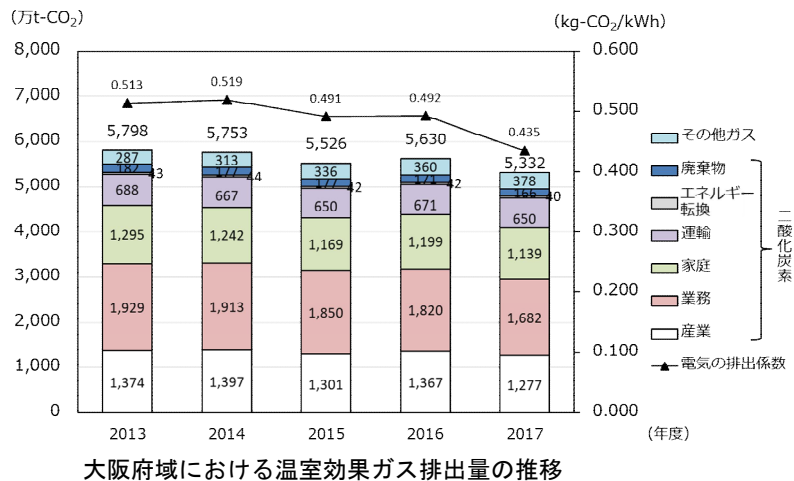
I 脱炭素・省エネルギー社会の構築

《2030年の実現すべき姿》

- 脱炭素社会の将来像を見通しつつ、SDGs 実現に向けて温暖化対策（緩和策・適応策）が加速している。
- 気候危機であるという意識や脱炭素化に向けた意識が社会で共有され、あらゆる主体がその意識のもと行動している。
- 再生可能エネルギー由来の電気など CO₂ 排出が少ないエネルギーの選択等が拡大している。

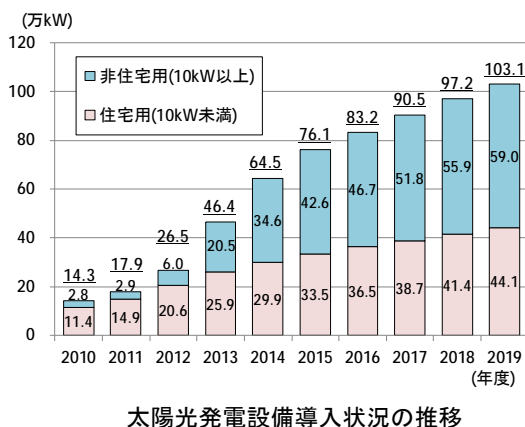
《現状》

■府域における2017年度の温室効果ガス排出量は5,332万トンで、2013年度に比べて約8%減少しています。

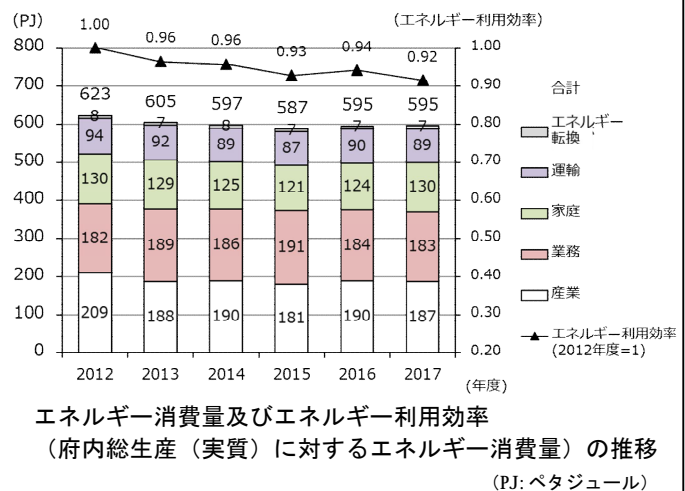


注) ※電気の排出係数は、小売電気事業者（小売電気全面自由化以前における一般電気事業者等）に対して大阪府が行った調査等により府内調整後排出係数を推計し、算定に用いた。
 ※電気の排出係数とは、使用電力量1 kWh当たりの二酸化炭素排出量を表す係数

■府域における太陽光発電設備の2019年度の導入状況は103.1万kWであり、2018年度の97.2万kWと比べて5.8万kW増加しています。



■府域における2017年度のエネルギー消費量は595PJであり、エネルギー利用効率は2012年度に比べて約8%改善しています。



● 施策の方向

- あらゆる主体の意識改革と行動喚起
- 事業者における脱炭素化に向けた取組促進
- CO₂排出の少ないエネルギー（再生可能エネルギーを含む）の利用促進
- 輸送・移動における脱炭素化に向けた取組促進
- 資源循環の促進
- 森林吸収・緑化等の推進
- 気候変動適応の推進等

《分野別計画及び目標》

- 大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（改定中）
概要：地球温暖化対策の推進に関する法律及び気候変動適応法に基づき、大阪府域の温室効果ガスの排出抑制対策（緩和策）及び気候変動影響による被害の回避・軽減対策（適応策）を推進するために策定するもの。
目標：2030年度の温室効果ガス排出量を基準年度（2013年度）比で40%削減
- ふちよう温室効果ガス削減アクションプラン（大阪府地球温暖化対策実行計画（事務事業編））（改定中）
概要：地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、府庁の事務及び事業の実施に伴い発生する温室効果ガスの排出削減のための実行計画として策定するもの。
目標：2030年度の温室効果ガス排出量を基準年度（2013年度）比で45%削減
- おおさかスマートエネルギープラン（改定中）
概要：大阪の成長や府民の安全・安心な暮らしを実現する、脱炭素化時代の「新たなエネルギー社会」の構築を先導していくため、2030年度までに大阪府・大阪市が一体となって実施すべきエネルギー関連の取組みの方向性を提示するもの。
目標：①自立・分散型エネルギー導入量（太陽光発電、燃料電池、廃棄物発電等導入量）：
2030年度に250万kW以上
②再エネ利用率（電力需要量に占める再生可能エネルギー利用率）：
2030年度に35%以上
③エネルギー利用効率（府内総生産あたりのエネルギー消費量）：
2030年度に40%以上改善（2012年度比）

2021 年度の主な施策・事業と取組指標

あらゆる主体の意識改革・行動喚起

■気候危機の認識共有の促進【新規】

[- 千円]

(目的)

あらゆる主体に対して気候危機の認識の浸透を図ること。

(内容)

気候危機であることを府民にわかりやすく情報発信するなど、気候変動対策に対する国や府と府民・事業者が気候危機の認識を共有し、各主体が一体となって行動していくための意識改革の取組みを推進します。

具体的には、府民・事業者・行政が連携協力して気候変動対策を推進する体制づくりや府内のゼロカーボンシティ表明市町村の連携体制の構築など、脱炭素化に向けた意識をあらゆる主体が共有し、各種取組みの検討・推進を図ります。

<2021 年度 of 取組指標>

- ・各主体が連携協力して気候変動対策を推進する体制の構築
- ・ゼロカーボンシティ表明市町村の連携体制の構築

【エネルギー政策課 06-6210-9553】

■おおさかスマートエネルギー協議会

[182 千円]

(目的)

おおさかスマートエネルギープラン（2021 年 3 月改定予定）に基づき、住民や民間事業者、市町村、エネルギー供給事業者等、あらゆる関係者と情報を共有し、再生可能エネルギーの普及拡大や省エネルギー化等に向けた取組みを推進すること。

(内容)

エネルギー基本計画の改定など関係者共通の大きな課題について情報共有や意見交換を行う全体会議と、個別具体的な課題について議論する部門別会議を開催します。

<2021 年度 of 取組指標>

- ・会議の開催回数 10 回

【エネルギー政策課 06-6210-9288】

■家庭の省エネ・エコライフスタイル推進強化事業

[4,335 千円]

(目的)

家庭部門における温室効果ガス削減に向け、各家庭の省エネ行動の取組みの裾野を広げること。

(内容)

地球温暖化防止活動推進員制度を活用し、市町村や民間と連携した家庭への省エネアドバイスを実施できる体制を整備し、府内各地で推進員による個別対応型省エネ相談会を展開します。



省エネ相談会

<2021 年度 of 取組指標>

- ・省エネ診断件数 1,000 件

【エネルギー政策課 06-6210-9319】

■府庁の率先行動

[241 千円]

(目的)

府自らの事務・事業における温室効果ガス排出削減と省エネを推進すること。

(内容)

「ふちょう温室効果ガス削減アクションプラン（2021年3月改定予定）」において、府域全体の目標を超える削減目標を設定し、省エネ・創エネのさらなる推進、再生可能エネルギー由来の電気の活用、グリーン調達、環境に配慮した働き方の推進など、二酸化炭素排出量実質ゼロに向けて率先行動することにより、府民、事業者の取組みをけん引します。

<2021年度の取組指標>

- ・エネルギー消費量 前年度比 1%削減
- ・環境マネジメントシステムの運用

【エネルギー政策課 06-6210-9549】

■府有施設における再生可能エネルギー電気の調達【新規】

[- 千円]

(目的)

2050年までに府域における二酸化炭素排出量実質ゼロをめざし、地域のモデルとなるよう率先して排出削減に取り組むため、府有施設で使用する電気を再生可能エネルギー100%電気に切り替えること。

(内容)

府有施設の温室効果ガス排出量の74%を二酸化炭素が占めており、二酸化炭素排出量の約82%は電気の使用によるものです。電気を再生可能エネルギー100%に切替えることで二酸化炭素排出量の削減が可能であることから、2021年度は大手前庁舎で使用する電気について、再生可能エネルギー100%電気の調達を行います。

<2021年度の取組指標>

- (1) 本庁舎（本館、別館及び大阪府公館）
- (2) 本庁舎分館6号館他3施設（旧府営印刷所、職員会館分館、旧議公会館）

上記の庁舎・施設で使用する年間の電気約506万kWhについて、再生可能エネルギー100%電気の調達を行うことにより、約2,600t-CO₂の二酸化炭素排出量を削減。

【エネルギー政策課 06-6210-9288】

【庁舎管理課 06-6944-6079】

■ESCO 事業の推進

[704 千円]

(目的)

建築物の省エネルギー化、地球温暖化対策、光熱水費の削減を効果的に進めることができるESCO事業を、広範な府有施設を対象に効果的に展開し、さらに大阪府内の市町村や民間ビルへも普及啓発・促進を図ること。

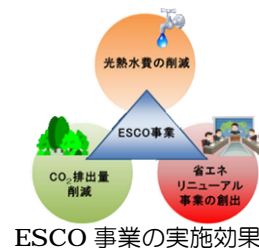
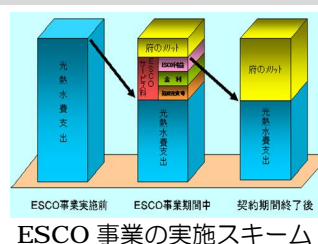
(内容)

「新・大阪府ESCOアクションプラン（2015年2月策定）」に基づき府有施設へのさらなるESCO事業の導入拡大を図ります。ESCO事業の導入に際しては、複数施設の一括事業化の手法も活用し、省エネ・新エネ設備の導入を効果的に推進します。

また「大阪府市町村ESCO会議」の開催を通じ府内市町村に対してもESCO事業の導入を広く働きかけると共に、説明会等の場も活用し、民間建築物へもESCO事業の普及促進を図ります。

<2021年度の取組指標>

- ・府有施設におけるESCO事業の新規公募実施
- ・2020年度事業者選定施設におけるESCO改修工事の実施（本庁舎別館、教育センター）
- ・大阪府市町村ESCO会議の開催 1回程度



【公共建築室 06-6210-9799】

■ZEHの普及促進

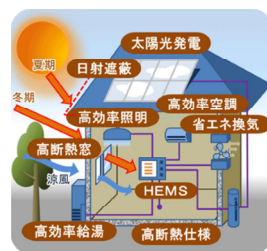
[- 千円]

(目的)

住宅における省エネ・再エネの推進のため、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及を図ること。

(内容)

環境面だけでなく、健康や快適性及び防災面の向上などのZEHの多面的メリットを広く啓発するため、住宅展示場でのZEHリーフレットの配布やハウスメーカー等と連携したZEH宿泊体験事業等を実施します。



ZEHイメージ

<2021年度の取組指標>

- ・ZEHの多面的なメリットを伝えるセミナー等の実施
- ・ZEHの宿泊体験のできる場の創出など

【エネルギー政策課 06-6210-9254】

事業者における脱炭素化に向けた取組促進

■温暖化防止条例に基づく大規模事業者の取組みの促進

[1,934千円]

(目的)

エネルギーを多く使用する事業者（特定事業者）の温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制等を促進すること。

(内容)

「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、特定事業者（約850事業者）に対し、温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制等についての対策計画書及び実績報告書の届出を義務付け、必要な指導・助言を行います。また、他の模範となる特に優れた取組みを行った事業者を「おおさかストップ温暖化賞」として表彰します。



特定事業者への立入調査

<2021年度の取組指標>

- ・特定事業者の温室効果ガス排出量を2019年度比1%削減

【エネルギー政策課 06-6210-9553】

■建築物の環境配慮制度の推進

[1,691千円]

(目的)

建築主等による建築物の環境配慮に関する取組みの促進を図ること。

(内容)

「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、延べ面積2,000㎡以上の建築物（特定建築物）を新築等しようとする者（特定建築主）に対し、CO₂削減・省エネ対策等の建築物の環境配慮のための計画書の届出、再生可能エネルギー利用設備の導入検討、広告へのラベルの表示を義務付けています。

さらに、2018年度から2,000㎡以上の建築物（非住宅）及び10,000㎡以上で高さ60m超の住宅の新築等をする場合の省エネ基準への適合並びに全ての特定建築物について工事現場へのラベルの表示を義務付けており、これらについて、必要な指導・助言を行います。

また、特に優れた建築物の環境配慮の取組みを行った建築主や設計者を府と大阪市で「おおさか環境にやさしい建築賞」として表彰するとともに受賞者等による講演会を開催します。



表示ラベル
(大阪府建築物環境性能表示)



令和元年度おおさか環境にやさしい建築賞大阪府知事賞建築物
(国立循環器病研究センター)

<2021年度の取組指標>

- ・「おおさか環境にやさしい建築賞」の受賞建物の府民向け現地説明会の開催 2施設4回程度

【建築指導室 06-6210-9725】

■おおさかスマートエネルギーセンターの運営【一部新規】

[4,218千円]

(目的)

「再生可能エネルギーの普及拡大」や「エネルギー消費の抑制」などに取組み、エネルギーの地産地消による新たなエネルギー社会の構築を目指すこと。

(内容)

大阪のエネルギー関連事業の推進拠点である「おおさかスマートエネルギーセンター」において、府民、事業者等からの問合せ・相談にワンストップで対応するとともに、様々な事業を実施します。

【主な事業】

- ・創エネ・省エネ・蓄エネ対策の相談・アドバイス
- ・一定の基準を満たす太陽光発電及び蓄電池システム製造者、施工店及び販売店の登録・公表
- ・共同購入による太陽光発電及び蓄電池システムの普及拡大
- ・住宅用太陽光発電等の導入費用の負担軽減に係る低利ソーラークレジット事業者のマッチング
- ・再生可能エネルギー由来の電気の利用促進に係る事業者のマッチング
- ・中小事業者を対象に省エネ実行までのプロセスの最初から最後までを経営面も含めてまるごとサポート
- ・BEMS（ビルエネルギー管理システム）をはじめとするEMS（エネルギー管理システム）の普及啓発
- ・省エネ・省CO₂に関するセミナーの開催、府民・事業者等で実施するセミナー等への講師派遣の実施
- ・ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及啓発
- ・下水熱や地中熱などの未利用エネルギーや再生可能エネルギーの導入可能性に向けた普及啓発

<2021年度の取組指標>

- ・低利ソーラークレジット事業や省エネ診断などによる総マッチング件数 90件
- ・省エネセミナーの開催・講演 25回

【エネルギー政策課 06-6210-9254】

■環境・エネルギー技術シーズ調査・普及啓発事業【新規】

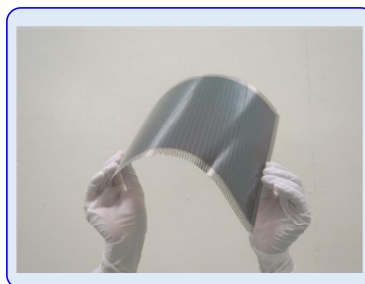
[16,259千円]

(目的)

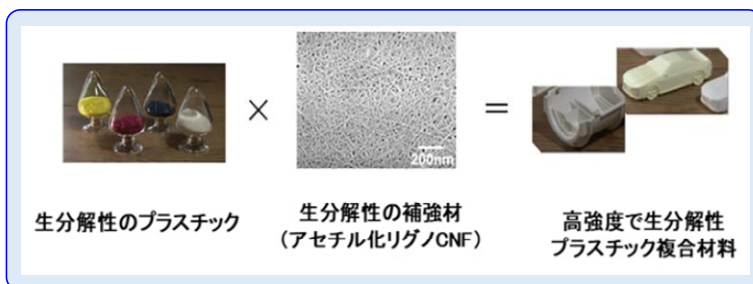
気候変動・海洋プラスチック問題の解決に向け、長期目標の達成に資する環境技術のシーズ及びニーズ情報を調査し、府民や事業者への普及・啓発を行うことにより、各主体の行動を促進すること。

(内容)

脱炭素技術と海洋プラスチック対策技術の分野において、府内の状況に応じた普及の取組みが必要と考えられる、2050年までの環境先進技術シーズの現状と課題等を調査するとともに、事業者等が技術開発に活用できるよう、必要技術や普及手法等にかかる海外等のニーズ情報を調査します。



ビル壁面等への設置が可能となる
太陽電池の技術例
(出典：NEDO)



強度不足が弱点の生分解性プラスチック（自然界の微生物で分解可能）の用途を広げる高強度化の技術例
(出典：国立研究開発法人産業技術総合研究所)

<2021年度の取組指標>

- ・80以上の環境技術要素についてシーズや課題を詳細に調査
- ・海外の都市で大阪と同等規模以上の3地域においてニーズ情報を調査

【エネルギー政策課 06-6210-9549】

CO₂排出の少ないエネルギー（再生可能エネルギーを含む）の利用促進

■太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援事業

[- 千円]

（目的）

「設置費用の低減」「手続きの簡素化」「施工業者の信頼性の確保」などにより、太陽光パネル及び蓄電池の更なる普及拡大を目指すこと。

（内容）

府と協定を締結した支援事業者が、府域全域から太陽光パネル及び蓄電池の共同購入希望者を募り、スケールメリットを活かした価格低減とその設置までをサポートすることにより、太陽光パネル及び蓄電池の普及拡大を図ります。



<2021 年度 of 取組指標>

- ・太陽光発電及び蓄電池の共同購入の参加登録数 3,000 世帯

【エネルギー政策課 06-6210-9254】

■水素関連ビジネス創出基盤形成事業

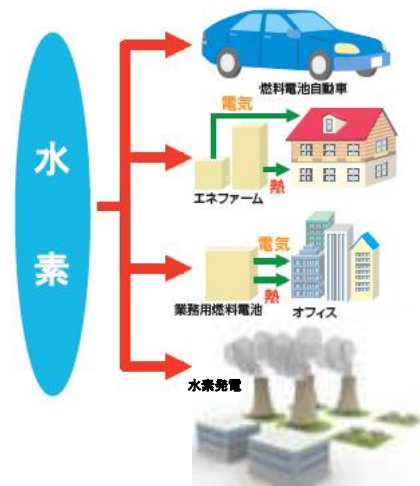
[278 千円]

（目的）

多様な企業集積を誇る大阪の強みを活かしつつ、様々な分野での水素需要の拡大による府内企業の活躍フィールドの創出・拡大を図るとともに、府内中小企業による参入促進等を進め、もって将来に大きな成長が見込まれる水素関連ビジネスによる大阪産業の成長実現を図ること。

（内容）

- ・「H₂Osaka ビジョン（2015 年度策定）」に沿って、大阪の特色を活かした実証事業の実施等の水素技術の実用化に向けた取組みを推進します。
- ・H₂Osaka ビジョン推進会議における「2025 年大阪・関西万博における水素利活用策／プロジェクト」提案について、関係機関等と連携し、その具体化に向けた取組みを推進します。



水素の多様な活用

<2021 年度 of 取組指標>

- ・水素需要拡大に関する研究会等の開催 11 回
- ・水素燃料電池船の実証支援

【産業創造課 06-6210-9295】

■新エネルギー産業電池関連創出事業

[31, 221 千円]

(目的)

府内企業による電池関連分野（蓄電池、水素・燃料電池等）の新たな製品の開発、府内外企業の府内での第四次産業革命関連技術等の実証実験の取組みを支援することにより、先進的な製品やサービス等の事業化を加速し、大阪発の新たな事業創出を促進すること。

(内容)

- ・府内企業に対する開発支援補助

府内企業が取り組む、電池や電池の材料、電池関連装置、蓄電池を活用したロボットをはじめとする製品の開発・実証実験等に要する経費を一部補助します。

- ・府内で実施する実証実験補助

AI、IoT や新エネルギー関連技術の実証実験を府内で実施する場合において、運搬費、仮設費、保険料等の経費を一部補助します。



農業用マルチコプターの
高出力バッテリー

<2021 年度 of 取組指標>

- ・採択企業毎に 2 回以上／年のフォロー
- ・製品化 1 件以上／年

【産業創造課 06-6210-9484】

■中小企業スマートエネルギービジネス拡大事業

[2, 283 千円]

(目的)

成長が期待されているスマートエネルギー分野で、技術力のある府内中小・ベンチャー企業等に対し、技術マッチングや技術提案の支援を行い、同分野への参入促進及びビジネス拡大を図ること。

(内容)

【オープンイノベーション促進のための技術マッチング】

- ・スマートエネルギー関連の大手・中堅企業が「パートナー企業」として参画する「大阪スマートエネルギーパートナーズ (SEP)」とスマートエネルギー分野に関する技術力を持つ中小企業等が加入する「おおさかスマエインダストリーネットワーク (SIN)」の2つのプラットフォームを設置しています。
- ・SIN 会員などの中小・ベンチャー企業の技術シーズをパートナー企業につなげることで、大手・中堅企業のオープンイノベーションを促進するとともに、中小・ベンチャー企業の優れた技術シーズの事業化を加速させています。

【中小・ベンチャー企業への技術提案支援】

- ・スマートエネルギー分野への参入をめざす SIN 会員などの中小・ベンチャー企業を対象とした実践的な戦略的技術提案講座、技術シーズ発表会を含む事業化支援セミナーを開催し、当該分野への参入を後押ししています。



<2021 年度 of 取組指標>

- ・商談件数 70件

【産業創造課 06-6210-9484】

輸送・移動における脱炭素化に向けた取組促進

■エコカー（電動車等）の普及促進【一部新規】

[- 千円]

（目的）

エコカーの普及を推進し、温室効果ガス及び自動車排出ガスを削減すること。

（内容）

「エコカーのあふれるまち大阪」の実現に向け、「大阪エコカー協働普及サポートネット」において、民間企業、関係団体、国や市町村と協働し、エコカーの率先導入や啓発活動等の取組みを実施することにより、エコカー普及を促進します。

また、庁内公用車においても、「ゼロエミッション車等導入指針」の対象に、警察の業務連絡用車等を含めることとし、電動車の率先導入に努めます。



エコカー展示会

<2021 年度取組指標>

- ・エコカー展示会・試乗会の開催
- ・メールマガジン発行回数 12 回

【参考】2019 年度実績

- ・エコカー展示会・試乗会 10 回（市町村との連携による開催分を含む）
- ・メールマガジン発行回数 15 回

【環境管理室 06-6210-9586】

■新たなモビリティサービスの導入促進

[- 千円]

（目的）

AI オンデマンド交通などの新たなモビリティサービスの導入促進により、効率的な移動の実現を図り、環境負荷の低減につなげること。

（内容）

高齢化の進行により、移動も困難な高齢者が増加し、買い物や通院がおもようようにできないといった問題の解決等に向け、市町村や民間企業と連携し、効率的な移動に寄与する AI オンデマンド交通の導入等を促進していきます。



河内長野市などでの AI オンデマンド事業に導入されている電動カート

<2021 年度取組指標>

条件の整った市町村で先行事例をつくり、それを府内全体に横展開していく。

【スマートシティ戦略部
06-6210-9586】

■再配達の削減の取組みの促進【新規】

[- 千円]

（目的）

再配達を削減し、貨物による温室効果ガス及び自動車排出ガスの低減につなげていくこと。

（内容）

宅配ボックスの設置や置き配などの再配達削減の取組みを促進します。

<2021 年度取組指標>

- ・メールマガジン等で再配達削減の取組事例を紹介し、府内の取組みを促進していく。

【環境管理室 06-6210-9586】

資源循環の促進

- ※ 「Ⅱ 資源循環型社会の構築」に記載する取組みを推進

森林吸収・緑化等の推進

- ※ 「Ⅴ 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進」の「森林吸収・緑化等の推進」に記載する取組みを推進

気候変動適応の推進等

■おおさか気候変動適応・普及強化事業【新規】

[2,570 千円]

(目的)

府民・事業者の仲介役を担う府内市町村や関係団体等への情報提供等を通じて、府民の気候変動適応に関する行動の定着を図ること。

(内容)

おおさか気候変動適応センター(※)に集積した科学的知見や連携体制を最大限に活用し、府民に身近な行政機関である市町村の職員に、地域の適応策を推進する手法を習得いただくためのワークショップを実施します。

また、子どもや高齢者等に接する学校教員、民生委員、農協・漁協関係者等に日常生活習慣のなかで暑さから身を守る対策等の手法を習得いただくためのセミナーを実施します。

※府では、令和2年4月、気候変動適応法に基づき、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所を「おおさか気候変動適応センター」に指定

大阪府域の気候変動の影響と適応に関する7分野



<2021年度の取組指標>

- 座学研修の開催 1回
- ワークショップの開催 4回
- 啓発セミナーの開催 3回

【エネルギー政策課 06-6210-9553】

■暑さ対策の推進

[349 千円]

(目的)

暑さから身を守る「涼む」「気づく」「備える」の3つの習慣を府民に普及し、暑さによる人への影響を軽減すること。

(内容)

猛暑の際に外出先で暑さをしのげる涼しい空間(クールオアシス)について、民間事業者(金融機関・薬局等)等と連携して普及に取り組み、府民の利用促進をはかります。

また、暑さによる危険を把握し、必要な行動を取ることができるよう、環境省が提供する『暑さ指数情報メール』の登録等を周知します。

さらに、企業協賛を得て暑さ対策の取組促進に資する啓発物品(ゴーヤ等の種、塩飴、うちわなど)を活用し各種環境イベント等で府民に周知します。



クールオアシスプロジェクトの表示例

<2021年度の取組指標>

- おおさかクールオアシスプロジェクト参加施設数 1,000 施設

【エネルギー政策課 06-6210-9553】

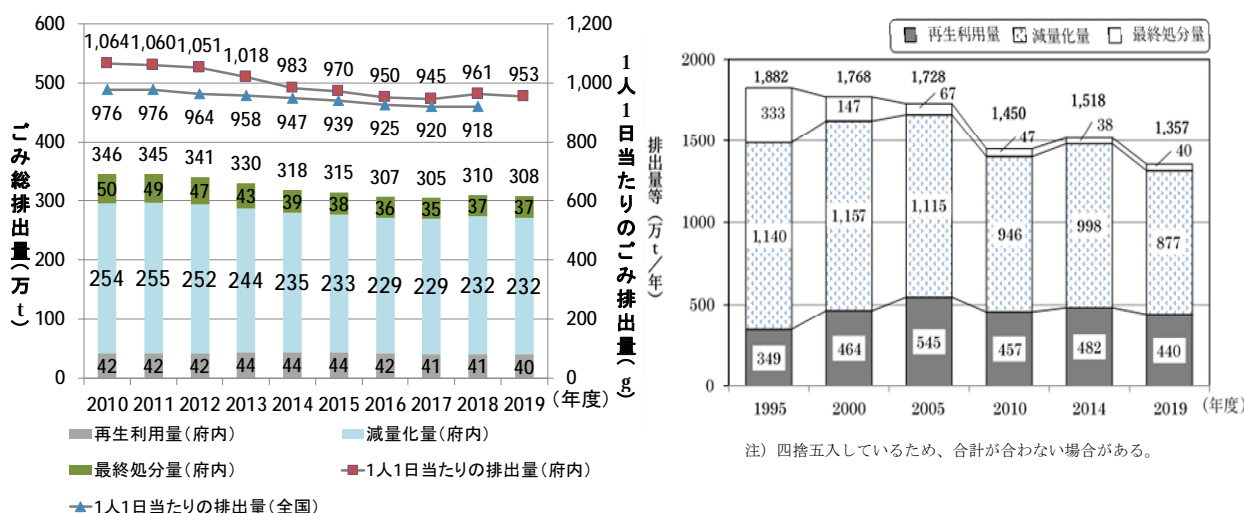
II 資源循環型社会の構築

《2030年の実現すべき姿》

- サーキュラーエコノミーへの移行を見据え、少ない資源で必要な物が生産されるとともに3Rの取組みが一層進み、廃棄物はほぼ全量が再生素材やエネルギーとして使用され、最終処分量が必要最小限となっている。
- 府民誰もが食品ロス削減のための具体的な行動をとっている。
- 海洋プラスチックごみの削減に向けて、使い捨てプラスチックの削減・適正処理、プラスチック代替素材（紙、バイオプラスチック等）への切替等が一層進み、大阪湾へ流れ込むプラスチックごみが減っている。

《現状》

- 2019年度に府内から排出された一般廃棄物は308万トン、そのうち再生利用量は40万トン、最終処分量は37万トンとなっています。（速報値）
- 2019年度に府内から排出された産業廃棄物は1,357万トン、そのうち再生利用量は440万トン、最終処分量は40万トンとなっています。



注) 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。
2019年度は速報値。全国値は未公表。

一般廃棄物の排出量等の推移

産業廃棄物の排出量等の推移

- 2019年度に府内で排出されたプラスチックごみは76万トン、そのうち再生利用量は22万トン、焼却量は48万トン（うち45万トンが発電・温水等に利用）で、有効利用率*は88%となっています。
 - 2019年度に府内から排出されたプラスチックごみのうち、容器包装プラスチックごみ（一般廃棄物のみ）は24万トンで、その再生利用率は27%となっています。
- ※ 有効利用率とは、使用済みプラスチックの内、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル、熱利用（電気、温水等）を行う量の割合

●施策の方向

- リデュースとリユースの推進
- リサイクルの推進
- プラスチックごみ対策の推進
- 適正処理の推進

《分野別計画及び目標等》

○ 大阪府循環型社会推進計画（改定中）

目標（2025年度）：

- ・ 一般廃棄物
排出量を276万トン、再生利用率を17.7%、最終処分量を31万トン、
1人1日当たり生活系ごみ排出量を400g/人・日とする。
- ・ 産業廃棄物
排出量を1,368万トン、再生利用率を33.2%、最終処分量を33万トンとする
- ・ プラスチックごみ
プラスチックの焼却量を36万トン、有効利用率を94%、
容器包装プラスチック（一般廃棄物のみ）の排出量を21万トン、再生利用率を50%とする。

進行管理指標：

- ・ 一般廃棄物
1人1日当たり事業系ごみ排出量、事業系資源物も含めた再生利用率
- ・ 産業廃棄物
排出量から減量化量を除いた再生利用率、
排出量から減量化量を除いた最終処分率
- ・ プラスチックごみ
プラスチック排出量・再生利用量・最終処分量・単純焼却量
生活系焼却ごみのプラスチック混入率

○ 大阪府海岸漂着物等対策地域計画（改定中）

※ 「IV 健康で安心して暮らせる社会の構築」に記載

○ 大阪府食品ロス削減推進計画（策定中）

概要：府民に受け継がれている「もったいない」と「おいしさを追求する」心を大切に、事業者、消費者、行政が一体となって、『もったいないやん！食の都大阪でおいしく食べきろう』をスローガンに食品ロス削減の取組みを推進する。

目標：・2000年度比で2030年度の食品ロス量の半減をめざす。
・2030年度までに食品ロス削減のための複数（2項目以上※）の取組を行う府民の割合を90%にする。

※大阪府「令和2年度食品ロス削減に係る府民の意識調査」
（取組例）残さずに食べる、冷凍保存を活用する、
賞味期限を過ぎたものは食べられるか自己判断する など

2021 年度の主な施策・事業と取組指標

リデュースとリユースの推進、リサイクルの推進

■循環型社会推進計画の推進

[- 千円]

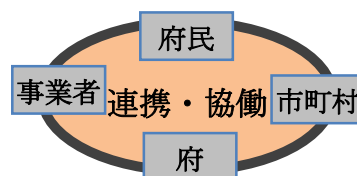
(目的)

2020 年度に策定する「大阪府循環型社会推進計画（以下「循環計画」という。）」に定めた 3R（リデュース、リユース及びリサイクル）やプラスチックごみ対策等に係る目標を達成すること。

(目標年度：2025 年度)

(内容)

府民、事業者、市町村、府が連携・協働し、3R やプラスチックごみ対策、適正処理に取り組むとともに、焼却ごみのプラスチック混入率等の新たに設定した『進行管理指標』も活用して各主体の取組をさらに促進していきます。



循環型社会推進計画の実施主体

<2021 年度 of 取組指標>

(一般廃棄物)

- ・リデュース・リユースの推進（ごみ処理有料化の促進、食品ロスの排出削減、資源化可能な紙ごみ・廃プラスチック類(事業系)の削減等）
- ・リサイクルの推進（資源化できる紙ごみの分別リサイクルの促進等）
- ・プラスチックごみ対策（マイ容器使用可能店舗の情報発信等）
- ・適正処理の推進（災害発生時の廃棄物処理の備え等）

(産業廃棄物)

- ・リデュース・リユースの推進(多量排出事業者等への排出抑制指導等)
- ・リサイクルの推進（建設廃棄物の分別排出の徹底等）
- ・プラスチックごみ対策（より質の高いリサイクルの促進）
- ・適正処理の推進（排出事業者、処理業者等への立入検査、指導）

【循環型社会推進室

06-6210-9566, 06-6210-9583】

■再生品普及促進事業

[151 千円]

(目的)

資源の循環的な利用の促進と循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成すること。

(内容)

府内で発生した循環資源（廃棄物等）を利用して日本国内の工場で製造したものあるいは国内で発生した循環資源を利用して府内の工場で製造したものであって、品目ごとの認定基準に適合するものを「大阪府認定リサイクル製品」として認定します。

2015 年度に制度を改正し、「使用済の認定製品を製造者が回収して再びリサイクルする製品」である『なにわエコ良品ネクスト』と、それ以外のリサイクル製品である『なにわエコ良品』に認定製品を区分しました。

「繰り返しリサイクルされる製品」にも着目して認定することで、「より質の高いリサイクル」を推進しています。

<2021 年度 of 取組指標>

- ・認定製品の普及啓発・利用促進を図るとともに、年 1 回（3 月）認定を実施する。

【参考】2020 年度認定製品数 260 製品（予定）

（内、なにわエコ良品ネクストは 56 製品）



「なにわエコ良品ネクスト」マーク



ガレージセール・イン・OSAKATOWN での認定製品の展示

【循環型社会推進室 06-6210-9567】

■容器包装リサイクルの推進

[682 千円]

(目的)

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」に基づき、府内における容器包装廃棄物の発生抑制や再商品化を促進すること。

(内容)

第9期大阪府分別収集促進計画（2020～2024年度、2024年度目標：分別収集量：18万トン）に基づき、市町村の分別収集の実施状況やリサイクル施設の整備状況を把握します。また、容器包装廃棄物の3Rを推進するため、発生抑制や分別収集の促進に関する情報を府民や市町村へ提供するとともに、効果的な手法等は市町村間で情報共有を図ります。



ペットボトルの選別施設



破砕後のペットボトル

<2021年度の実施状況>

- ・府内市町村の分別収集の実施状況を把握し、ホームページ上で速やかに公表する。

【参考】2019年度分別収集量（速報値）：16万2千トン

【循環型社会推進 06-6210-9566】

■産業廃棄物の多量排出事業者による取組みの促進

[- 千円]

(目的)

事業者から提出された処理計画及び実施状況報告の内容を公表することにより、見える化を図り、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組み等を促進すること。

(内容)

事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者（多量排出事業者）は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及びその実施の状況について知事に報告することとなっています。

事業者から提出された報告の内容をホームページ上に速やかに公表することにより、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組み等を促進し、必要に応じ適切な助言を行います。

<2021年度の実施状況>

- ・処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表する。

【参考】2019年度公表状況

産業廃棄物処理計画	238件
産業廃棄物処理計画実施状況報告	232件
特別管理産業廃棄物処理計画	94件
特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告	94件

【循環型社会推進室 06-6210-9570】

■食品ロス削減対策の推進【一部新規】

[5,025 千円]

(目的)

2020年度に策定する大阪府食品ロス削減推進計画に基づき、事業者、消費者、行政が一体となって、府内の食品ロス削減に向けた事業者・府民の取組みを促進すること。

(内容)

- ・流通の各段階及び消費者を構成員とするネットワーク懇話会等を設置し、商慣習の見直しや食べ残しの持ち帰りなど、行動変容を促す食品ロス削減のための具体的な取組を展開します。
- ・教育現場等で活用できる食品ロス削減の教材ツール等を掲載したデジタルコンテンツを作成します。
- ・大学との連携を図り、社食や学校給食、家庭向け等、幅広い取組を推進します。



食品ロス削減月間ポスター

<2021年度の取組指標>

- ・食品ロス削減ネットワーク懇話会の実施回数 7回
- ・セミナー等の実施回数 2回
- ・セミナー等の参加者数 200人
- ・おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度
新規参加事業者数 5事業者

【流通対策室 06-6210-9607】

プラスチックごみ対策の推進

■おおさかプラスチックごみゼロ宣言推進事業【新規】

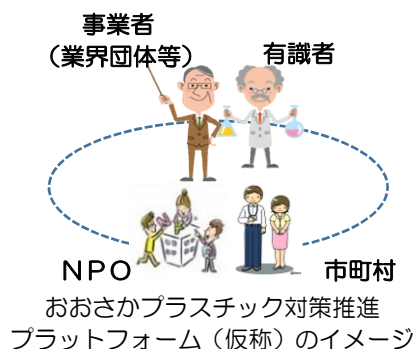
[2,901 千円]

(目的)

幅広い関係者が柔軟な検討と具体的な取組を進め、成果を広く共有するプラットフォームを設置・運営するとともに、マイボトルの普及拡大のための啓発等を実施することにより、プラスチックごみ問題に対する府民の環境意識の向上、環境配慮行動の促進をめざすこと。

(内容)

- ①おおさかプラスチック対策推進プラットフォーム（仮称）の設置
プラスチックごみ問題について、有識者、事業者団体、NPO、市町村など幅広い関係者によるプラットフォームを設置し、より具体的な対策技術や実態把握、各主体の取組みのあり方等、検討を要する課題を抽出し、柔軟かつ具体的に対策を検討するとともに、その成果を広く共有・発信します。
- ②マイボトルの普及拡大・啓発
府、事業者、NPO、市町村等で構成する「おおさかマイボトルパートナーズ」において、マイボトルが利用できるスポットの効果検証や啓発資材の作成等を行うことにより、マイボトル利用の機運を醸成します。



おおさかマイボトルパートナーズロゴ

<2021年度の取組指標>

- ・おおさかプラスチック対策推進プラットフォーム（仮称）
全体会合 開催回数：1回
分科会 開催回数：6回（2分科会×3回）
- ・おおさかマイボトルパートナーズ会議：3回

【エネルギー政策課 06-6210-2756】

■使い捨てプラスチックごみ対策推進事業【新規】

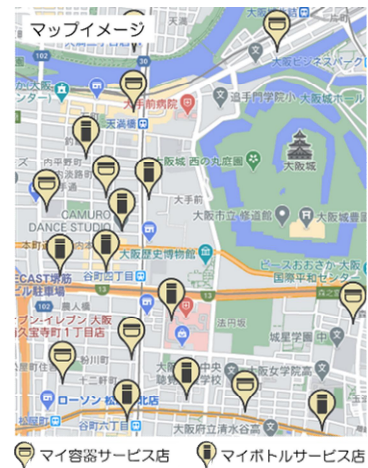
[7,300 千円]

(目的)

2020 年度に策定する「大阪府循環型社会推進計画」のプラスチック削減目標を達成するため、府民の行動変容を促進し、使い捨てプラスチックの使用を削減すること。

(内容)

- ・府民が持参するマイ容器（食品、飲料、洗剤等日用品の容器）で購入したもやサービスで提供される水を持ち帰ることができる飲食店や小売店を調査し、店舗やサービス内容を検索できるマップを作成しウェブサイトで公開します。
- ・来店客がマイ容器サービス店であることがわかるよう、店舗に掲示するステッカーやポスター等を作成し、市町村や事業者と連携して府民啓発を実施します。



<2021 年度の取組指標>

- ・マイ容器サービススポットマップの作成
- ・啓発資材の作成（ステッカー、ポスター等）
- ・広報（デジタルサイネージ等）

【循環型社会推進室 06-6210-9566】

■環境・エネルギー技術シーズ調査・普及啓発事業【新規】

[16,259 千円]

「Ⅰ 脱炭素・省エネルギー社会の構築」に記載する「環境・エネルギー技術シーズ調査・普及啓発事業」参照 (p8)

適正処理の推進

■PCB廃棄物等適正処理の推進【一部新規】

[66,981 千円]

(目的)

PCB(ポリ塩化ビフェニル)使用製品及び廃棄物について、期限内(高濃度は2021年度末まで、低濃度は2026年度末まで)の完全処分をめざすこと。

(内容)

- ・改正PCB特別措置法(2016年8月1日施行)により、期限内の完全処分が義務付けられたPCB使用製品及び廃棄物について、「大阪府PCB廃棄物処理計画」に基づき、保有している事業場への立入検査などにより、法に基づく届出、適正管理及び期限内処分を行うよう指導を行います。
- ・PCB特別措置法に基づき、改善命令や行政代執行に取り組み、高濃度PCB廃棄物の処分を計画的処理完了期限までに完了させます。
- ・府が保有している小型コンデンサーや安定器等については、計画的に処理を行います。



PCB廃棄物(コンデンサー)に係る立入検査

<2021 年度の取組指標>

- ・府内におけるPCB廃棄物(JESCO 大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等)の処理目標率
2021 年度末: 100% ※JESCO 大阪への登録台数に占める割合
- ・府保有(府庁別館保管分)の低濃度汚染物等の処理 2.5 トン

【循環型社会推進室 06-6210-9583】

■産業廃棄物の適正処理の徹底

[28,391 千円]

(目的)

廃棄物の排出事業者や処理業者への指導を徹底し、不適正処理の未然防止、早期発見を図ること。

(内容)

- 排出事業者や処理業者に対しては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付や適正処理に向けた指導の徹底を図ります。
- 産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の未然防止、早期発見に向けた随時のパトロールによる監視・指導など、警察等と連携しながら法令遵守の徹底を図るとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導により不適正処理の未然防止を図ります。
- 2018年4月施行の改正廃棄物処理法に基づく、「有害使用済機器（廃棄物を除く、使用済の電気電子機器）」の届出については、これらを取り扱う業者への立入検査等により、届出や保管・処分の基準遵守を指導していきます。

<2021年度取組指標>

- 建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中パトロール等を実施
- 排出事業者への説明会の開催 3回程度
- 不適正処理防止推進強化月間 6月・11月

【参考】2019年度実績

- 不適正処理件数 486件



産業廃棄物の不適正処理現場
(野外焼却)

【循環型社会推進室 06-6210-9570】

■廃棄物最終処分場の適正管理等

[150,030 千円]

(目的)

廃棄物最終処分場の適正管理及び確保を図ることにより、廃棄物の適正処理を進め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資すること。

(内容)

大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）について、関係地方公共団体と協力し、事業促進を図ります。

また、産業廃棄物最終処分場である堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行います。

<2021年度取組指標>

- 大阪湾圏域広域処理場整備事業の促進会議等 40回
- 堺第7-3区の適切な維持管理
 - 環境調査 12回 1,815検体
 - 護岸現況調査 6.4km
 - 老朽化対策（排水路改修詳細設計）800m



フェニックス処分場での
廃棄物受入

【循環型社会推進室 06-6210-9562】

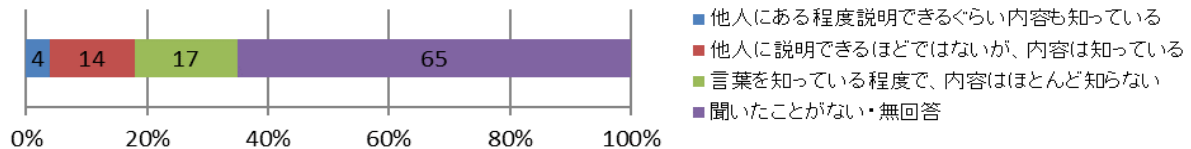
Ⅲ 全てのいのちが共生する社会の構築

《2030年の実現すべき姿》

- 生物多様性の保全や自然資本の持続可能な利用の機運が醸成され、多様な主体が連携し、府域の自然環境の保全及び回復活動が進んでいる。
- 府民、事業者、民間団体などあらゆる主体が生物多様性の重要性を理解し、日常生活の中でも自然環境に配慮した行動をしている。
- 希少な野生生物について生息状況のモニタリングが進むとともに、関係者が連携して特定外来生物の防除対策が進んでいる。

《現状》

- 生物多様性に関する府民の認知度（「他人にある程度説明できるぐらい内容も知っている」と「他人に説明できるほどではないが、内容は知っている」と回答した割合）は約 18%（2019 年度）です。^注（2008 年度比約 1 ポイント増加）



（参考1）「言葉を知っている程度で、内容はほとんど知らない」を含めた生物多様性という言葉の認知度は約 30%です。

（参考2）上記の認知度の回答に関わらず、下記の生物多様性に関わる項目のいずれかについての認知度は約 67%です。

1. 生きものはそれぞれの豊かな個性とつながりにより、支え合って生きていること
2. 私たちの生活は、生物多様性によってもたらされる生きものの恵みによって成り立っていること
3. 人々の暮らしや関わりにより維持されている里地里山が生物多様性上大切であること
4. 世界の森林やサンゴ礁が、年々減少していること
5. 希少な動植物について、国や自治体がレッドデータブックやレッドリストを作成していること
6. 国際的に生物多様性条約が定められていること
7. 外来生物が日本の在来種の生息環境を脅かし、生態系への悪影響や農作物への被害などの問題を引き起こしている

注)府民アンケート調査の対象者は、2015 年度より、府政モニターから民間のインターネット調査会社が保有するモニターに変更しました。

保安林や鳥獣保護区等生物多様性保全に資する地域指定は 84,022ha(2020 年 3 月末)です。（2009 年度比 2,052 増加）

生物多様性の保全に資する地域指定状況

名称	指定面積 (ha)	名称	指定面積 (ha)
保安林	17,359	自然環境保全地域	38
鳥獣保護区	12,914	緑地環境保全地域	37
国定公園	16,498	特別緑地保全地区	18
府立自然公園	3,541	自然海浜保全地区	22
近郊緑地保全区域	33,580	国・府指定天然記念物	15
		合計	84,022

● 施策の方向

- 生物多様性の社会への浸透
- 生息環境の保全
- 生息環境の再生・創造

2021 年度の主な施策・事業と取組指標

■生物多様性地域戦略策定の推進【新規】

[300 千円]

(目的)

生物多様性基本法に基づき、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する生物多様性地域戦略（※）の策定を進めること。

(内容)

大阪府環境審議会に新たな部会を設置し、生物多様性地域戦略の目標や今後の生物多様性保全の取組み方向等に関する議論を進めます。

(※) 生物多様性地域戦略：生物の多様性の保全及び持続可能な利用を推進するために国が策定した国家戦略を基本として、地域における自然的、社会的条件に応じた生物多様性に関わる課題に対して、よりきめ細やかな取組を進めるための計画。

<2021 年度の取組指標>

- ・大阪府環境審議会 生物多様性地域戦略部会（仮称）の開催 3回

【みどり推進室 06-6210-9557】

生物多様性の社会への浸透

■天然記念物イタセンバラの保護増殖及びこれを活用した普及啓発事業

[- 千円]

(目的)

淀川におけるイタセンバラの野生復帰の試みと、それを用いた生物多様性についての普及啓発を推進すること。

(内容)

(地独) 大阪府立環境農林水産総合研究所生物多様性センターでは国土交通省・淀川河川事務所と共同で、淀川へのイタセンバラの野生復帰や、環境 DNA 分析を用いた生息状況の調査研究を行っています。2021 年度は、淀川での繁殖状況の確認や外来種の防除に関する調査研究とともに、市民団体「イタセンネット」が行う保全活動の支援、および府民を対象とした観察会等により生物多様性について普及啓発を実施します。



イタセンバラ



地元児童による放流

<2021 年度の取組指標>

- ・イタセンバラの野生復帰に向けた放流効果と繁殖状況の確認
- ・観察会（1 回、100 人）

【みどり推進室 06-6210-9557】

■生物多様性保全のための普及啓発推進

[2,500 千円]

(目的)

生物多様性の意義や重要性の理解促進を図るため、生物多様性に関わる施設等との連携のもと、普及啓発を進めること。

(内容)

生物多様性の重要性について、生物多様性関連施設とのネットワークなどを活用して、生物多様性の普及啓発を進めるとともに、ボランティアなどの人材育成を進めていきます。

また、国、市町村、関係機関とも連携し、特定外来生物連絡協議会などの場を活用し、特定外来生物の防除等に関する情報共有や研修会などを行い効果的な対策を進めていきます。

<2021 年度の取組指標>

- ・おおさか生物多様性施設連絡会の開催 1 回
- ・多奈川ピオトープでの保全活動への参加人数 約 300 人
- ・特定外来生物連絡協議会 1 回
- ・クビアカツヤカミキリ防除対策推進連絡部会 1 回



多奈川ピオトープでの保全活動

【みどり推進室 06-6210-9557】

生息環境の保全

■日本万国博覧会記念公園事業（市民参画型事業）

[- 千円]

(目的)

万博記念公園における生物多様性の向上を図るため、市民参画等により、園内環境の整備を行うこと。

(内容)

NPO 団体等との、協働により、竹林や花壇の整備を行うと共に、自然ガイドといった情報発信を行います。

(2018 年 10 月から、指定管理者に事業引き継ぎ済。)

<2021 年度の取組指標>

市民参加による管理

- ・竹林・田畑・果樹園 5.2ha
- ・園内花壇 0.6ha



竹林の保全活動

【日本万国博覧会記念公園事務所 06-6877-3349】

生息環境の再生・創造

■共生の森づくり活動の推進

[7,976 千円]

(目的)

堺第7-3区産業廃棄物最終処分場において、自然再生のシンボルとなる共生の森を整備し、多様な主体との協働による森づくり活動を支援すること。

(内容)

堺第7-3区産業廃棄物処分場の一部「共生の森（約100ha）」において、野鳥や小動物の生息する草地や水辺等に森林が介在する大規模な“みどりの拠点”を創出するために、府民、NPO、企業等多様な主体との連携による植栽、草刈、間伐等の森づくり活動と、自然観察等の自然環境学習を実施します。

<2021 年度の取組指標>

- ・共生の森づくり活動への参加人数 約 1,000 人
- ・企業や府民による植栽面積 約 0.4ha



共生の森での森づくり活動

【みどり推進室 06-6210-9557】

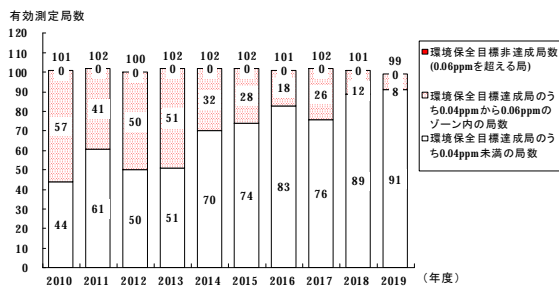
IV 健康で安心して暮らせる社会の構築

《2030年の実現すべき姿》

- 〇 すみわたる空気やすんだ川、豊かな海や里山がある大阪が実現している。
- 〇 環境リスクが最小化され、良好で安心して暮らせる生活環境が確保されている。
- 〇 環境に関するリスクコミュニケーションの普及により、府民、事業者、行政機関等が信頼しあい安心できる暮らしが確立されている。

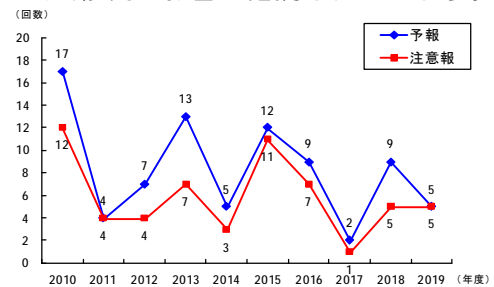
《現状：大気環境》

- 二酸化窒素は、環境保全目標(1時間値の1日平均値が0.04~0.06ppmのゾーン内、またはそれ以下)の上限値0.06ppmを下回るレベルに達し、9割以上の地域が0.04ppm未満となっています。



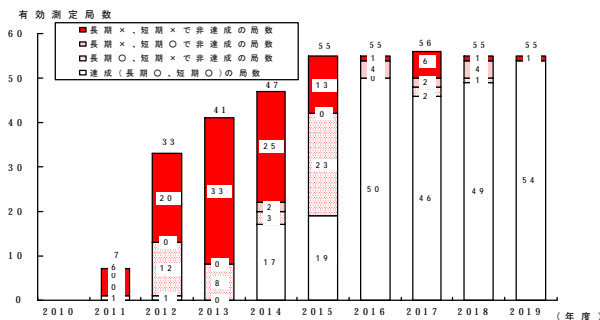
二酸化窒素の環境保全目標達成局数の推移

- 光化学スモッグ注意報の発令回数は、年度毎に気象条件による変動が大きく、増減を繰り返しています。また、九州地方から関東地方の広い範囲で発令があり、西日本や日本海側では、広域移流の影響も指摘されています。



光化学スモッグの発令回数の推移

- PM2.5は、2011年度から自動測定機を順次整備し、常時監視をしています。近年改善傾向にあり、2019年度は、55局(有効測定局)で測定を行い、54局で環境保全目標を達成しました。



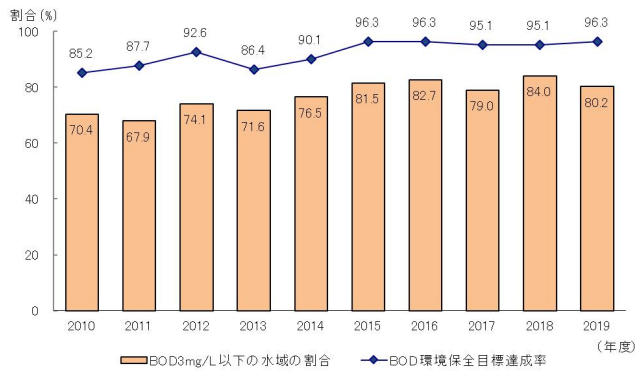
微小粒子状物質(PM2.5)の環境保全目標達成局数の推移

光化学スモッグとは
光化学オキシダントの濃度が高くなったとき、気象条件により白くモヤがかかったようになる現象のこと。人体への影響としては、目やのどへの刺激を中心とする被害が報告されています。

PM2.5とは
大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径2.5マイクロメートル以下の微小な粒子のことをいいます。肺の奥深くまで入り込みやすく、長期的に一定濃度以上吸入すると、呼吸器疾患、循環器疾患等の影響が懸念されるため、環境基準が設定されています。
※環境基準は2009年9月に「1年平均値15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下」に定められました。

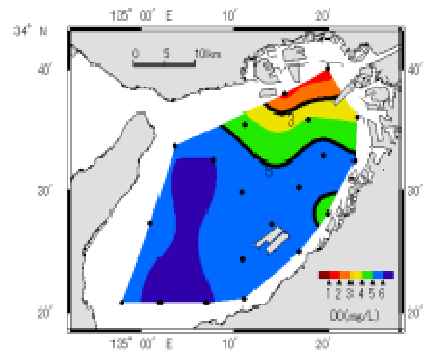
《現状：水環境》

■ 河川の水質は、工場・事業場の排水処理対策や下水道の整備等によって全体的に改善傾向がみられます（BOD3mg/L以下を約8割の水域で達成）。



府内河川における BOD の環境保全目標達成状況及び BOD 3 mg/L 以下の水域の割合の推移

■ 夏季に湾奥部や埋立てのための海底土砂採取等で生じた窪地で発生する貧酸素水塊や青潮が水生生物に影響を与えています。



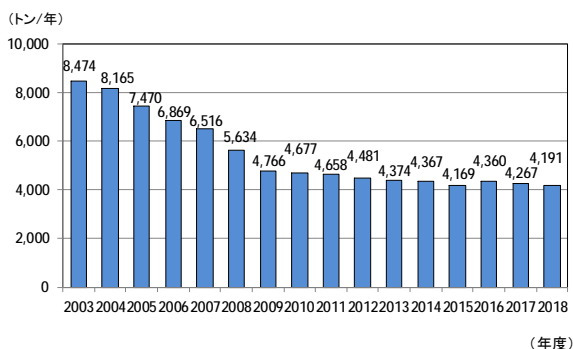
夏季底層 DO の分布図
(2017～2019 年度平均)

貧酸素水塊とは
水に溶けている酸素の量が極めて少ない水塊のこと。

■ 大阪府の海岸は、埋立てや海岸整備等により、自然海岸が全体のわずか1%という状況であり、魚介類の産卵・育成に不可欠な藻場は近年横ばい傾向で推移しています（2019 年度推計値：365ha）。

《現状：化学物質》

■ 府内における PRTR 法対象物質の届出排出量は減少傾向にあります。



府内における PRTR 法対象物質の届出排出量の経年変化

※届出排出量の数値は、最新の届出内容に基づき過去に遡って修正しています。

■ 府内における PRTR 法対象物質の排出量は、全国第8位となっています。（可住地面積当たり排出量では全国第2位）

都道府県	届出排出量(t)	届出外排出量(t)			排出量合計(t)
		事業所	家庭	移動体	
1 愛知県	9,956	6,626	2,638	2,886	22,106
2 東京都	1,698	10,721	1,325	2,908	16,651
3 静岡県	8,664	3,550	1,668	1,916	15,798
4 千葉県	5,386	5,345	2,169	2,458	15,358
5 埼玉県	6,697	4,029	2,002	2,548	15,277
6 神奈川県	5,363	5,298	1,236	2,389	14,285
7 茨城県	6,042	4,921	1,372	1,917	14,252
8 大阪府	4,191	5,833	1,519	2,298	13,842
9 広島県	8,643	2,647	1,048	1,446	13,784
10 福岡県	5,924	3,967	1,469	1,967	13,327
その他	85,626	66,712	24,310	37,908	214,556
合計	148,188	119,649	40,755	60,643	369,236

都道府県別の PRTR 法対象物質の排出量（2018 年度）

PRTR 法とは

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質の環境中への排出量等を把握、集計、公表する仕組み。現在 462 物質がこの法律の届出対象として指定されています。

● 施策の方向

- 自動車から排出される窒素酸化物(NOx)と粒子状物質(PM)の削減対策の推進
- PM2.5 対策の検討・実施
- 光化学オキシダント・揮発性有機化合物(VOC)対策の推進
- 建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の徹底
- 騒音・振動・悪臭の防止
- 生活排水の100%適正処理をめざした生活排水処理対策の促進や総量規制等の工場・事業場排水対策の推進
- 水質汚濁負荷量の削減
- 大阪湾の環境改善対策の推進
- 環境リスクの高い化学物質の排出削減
- 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進
- 残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理
- 地盤沈下対策の推進
- 環境監視

《分野別計画及び目標等》

○ 環境保全目標

概要：府民の健康を保護し、生活環境を保全するための望ましい水準として、大阪府が定めている目標。

○ 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画

概要：府内から発生し大阪湾に流入する化学的酸素要求量（COD）、窒素（T-N）、りん（T-P）の量を削減し、閉鎖性水域である大阪湾の水環境の改善を図るため、国が定める基本方針に基づき、COD、T-N、T-Pの削減目標を達成するために行う取組みについて定めたもの。

○ 瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画

概要：「瀬戸内海環境保全特別措置法」における基本理念「瀬戸内海を多面的価値・機能が最大限に発揮された豊かな海とすることを旨として、瀬戸内海の環境を保全しなければならない」と、2015年2月に変更された国の「瀬戸内海環境保全基本計画」に基づき、大阪府の区域において、瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策について定めたもの。

目標：○将来像

- ・多様な生物を育む場が確保されている
- ・健全な物質循環が行われ、良好な水環境が保たれている
- ・都市活動や暮らしに潤いと安心を与え、大阪の都市としての魅力を高めているという多面的価値・機能が最大限に発揮された「豊かな大阪湾」が実現していること

○個別目標

- （1）沿岸域の環境の保全、再生及び創出
- （2）水質の保全及び管理
- （3）都市の魅力を高める潤い・安心の創出と自然景観及び文化的景観の保全
- （4）水産資源の持続的な利用の確保

○ 大阪府海岸漂着物等対策推進地域計画(改定中)

概要：「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に基づき、大阪湾の特性・実情に応じて、実施すべき施策や推進体制をとりまとめたもの。同法の改正に伴い、海洋プラスチックごみ対策に重点を置いた改定を行い、目標や施策の基本方針等を定めている（2017年3月策定・2021年3月改定）

目標：○長期的（2050年を想定）にめざす姿

「豊かな大阪湾」の実現のため、プラスチックごみを含め人の活動に伴うごみの流入がない大阪湾をめざす。

○当面（2030年度まで）の目標

2030年度に大阪湾に流入するプラスチックごみの量を半減する。

2021年度の主な施策・事業と取組指標

固定発生源対策の推進

■大気汚染防止のための事業所規制

[4, 102 千円]

(目的)

事業所に対して大気汚染物質の排出規制を行い、大気環境基準を達成すること。

(内容)

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく施設等の設置・変更の事前届出について、ばい煙（NOx、SOx、ばいじん、有害物質）、揮発性有機化合物、一般粉じん、水銀、ダイオキシン類等の排出基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じ改善指導を行います。

また、法・条例による規制の実効性を確保するため、施設の稼働状況や排ガス測定結果の立入検査を行うとともに、事業者の点検結果等の報告を求め適正な指導を行うほか、規制基準の適合状況を確認するため、行政による排ガス等の測定を実施します。

<2021年度を取組指標>

- ・法、条例対象施設の事前届出に対して、規制基準に適合しているか確認するとともに、適合していない場合は速やかに改善するよう指導を徹底する。
- ・届出や苦情のあった事業所に対し、必要に応じて速やかに立入検査を行い現場確認及び指導等を実施するとともに、規制基準違反等のあった事業所には重点的に立入検査を実施する。
- ・その他、府が所管する対象事業所に対し、規制基準の適合状況確認のため、排ガス量の規模等に応じて立入検査を実施する。
- ・行政による排ガス等の測定を実施する。(NOx、水銀、ダイオキシン類排出濃度：各2事業所)

【参考】2019年度実績

- ・立入検査をのべ406回実施
- ・大規模排出事業所NOx測定 2事業所
- ・使用燃料等測定 3事業所
- ・ダイオキシン類排出濃度測定 2事業所
- ・揮発性有機化合物濃度測定 1事業所
- ・水銀濃度測定 2事業所



検査のために処理施設から排ガス採取

【環境管理室 06-6210-9581】

自動車から排出される窒素酸化物(NOx)と粒子状物質(PM)の削減対策の推進

■自動車NOx・PM総量削減計画の推進（計画の進行管理）

[10,833 千円]

（目的）

窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）の削減のため、関係機関が各種自動車環境対策を連携・協力して推進するとともに、府が適切に計画の進行管理（2020年度の排出状況は2021年度に算定する）を行い、2020年度までに対策地域全体で二酸化窒素（NO₂）及び浮遊粒子状物質（SPM）に係る大気環境基準を達成すること。

（内容）

関係機関（関係市町村、道路管理者等）と連携し、流入車規制の推進、エコカーの普及促進、エコドライブの推進、交差点対策（右折レーン設置等の渋滞対策）等の交通流対策等の諸施策を総合的に推進します。

併せて、道路交通センサスや自動車輸送統計調査などを基に、自動車からのNOx・PMの排出量を推計するとともに、自動車環境対策の進捗状況を把握します。

<2021年度の取組指標>

- ・NO₂、SPMに係る大気環境基準の全局達成
- ・NOx・PMの排出量の把握

【参考】

- ・NO₂、SPMに係る大気環境基準 全局達成（2019年度）
- ・対策地域からのNOx・PM排出量
NOx：10,530トン、PM：520トン（2018年度）



自動車NOx・PM総量削減計画策定協議会幹事会の開催

【環境管理室 06-6210-9586】

■流入車対策の推進

[319 千円]

（目的）

府内の対策地域内への非適合車の流入を規制することにより、NOx・PMの排出量を削減し、大気環境基準の継続的・安定的な達成を図ること。

（内容）

大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく流入車規制を推進します。「非適合車ゼロ宣言」のスローガンを掲げ、非適合車の根絶をめざして立入検査や指導を実施します。

比較的非適合率の高い自家用自動車対策として、出入りの多い施設管理者等と連携し、利用者への条例の周知を強化します。

改善指導に従わず、車種規制適合車等の使用義務に違反する事業者に対し、条例に基づき使用命令を発令するとともに氏名等を公表します。

<2021年度の取組指標>

- ・立入検査での検査台数 7,000台
（バス駐車場、卸売市場、展示場、工場等で実施）

【参考】2019年度実績

- ・立入検査での検査台数 7,521台
- ・命令・公表 39件（2012年度～2019年度）



流入車規制の立入検査

【環境管理室 06-6210-9587】

PM2.5 対策の検討・実施

■微小粒子状物質（PM2.5）の現状把握と的確な注意喚起の実施

[14,362 千円]

（目的）

府民の安全・安心を確保するため、PM2.5 の常時監視等の情報や注意喚起を的確に発信すること。

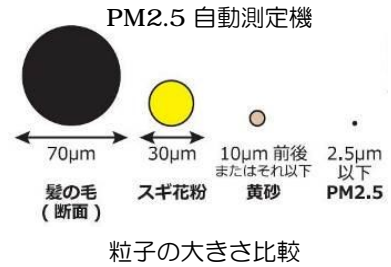
また、成分分析結果等を用いた解析を行い、発生源寄与割合の推計等についての知見を集積すること。

（内容）

自動測定機により状況を把握しホームページで公表するとともに、PM2.5 濃度が高くなると予測される場合、注意喚起の情報を防災情報メール等により速やかに発信します。

また、季節ごとの成分分析により、府内における PM2.5 の構成成分の実態及び季節変化を把握します。

さらに、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所と連携して、PM2.5 の各発生源からの寄与の解析等について調査研究を行います。



<2021 年度 of 取組指標>

- ・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握
(府管理 一般局：19 局、自排局：6 局、うち成分分析：2 局)

【環境管理室 06-6210-9621】

光化学オキシダント・揮発性有機化合物（VOC）対策の推進

■光化学オキシダント・VOC 対策の推進

[57 千円]

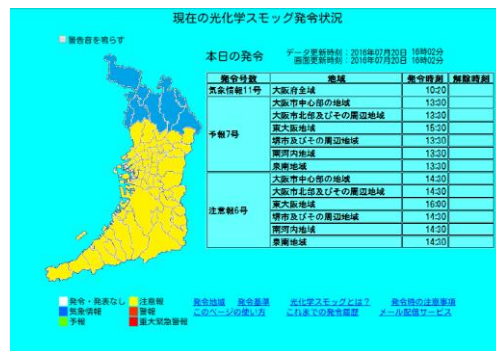
（目的）

府民の健康を守るため、光化学スモッグの原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）の排出量を削減すること。

（内容）

VOC の排出規制を着実に実施するとともに、化学物質管理制度に基づく事業者による適切な管理等を促進することにより削減します。

また、光化学スモッグ予報等の発令時には、健康被害の未然防止のため府民への周知を行うとともに、削減措置の対象工場へ NOx や VOC の削減要請を行います。



光化学スモッグ発令画面

<2021 年度 of 取組指標>

- ・VOC の排出抑制

【参考】

- ・VOC 届出排出量 10,100 トン/年 (2018 年度)

【環境管理室 06-6210-9577】

建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の徹底

■府有施設吹付アスベスト対策事業

[533, 122 千円]

(目的)

府有施設において使用されているアスベストによる健康被害を防ぐこと。

(内容)

アスベストによる健康被害を防ぐため、府有施設において使用されている吹付アスベストの除去対策工事を実施するとともに、空気環境測定等の定期点検を実施します。

<2021 年度の取組指標>

- ・アスベスト除去対策工事の実施 11 施設
- ・空気環境測定の実施 263 箇所

【公共建築室 06-6210-9788】

■アスベスト飛散防止対策等の推進

[- 千円]

大気汚染防止のための事業所規制に含む

(目的)

府民の健康を守るため、建築物等の解体・改造・補修に係るアスベスト飛散防止の徹底を図ること。

(内容)

大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査、石綿濃度測定等を実施するとともに、建設リサイクル法の届出情報を活用し、事前調査の内容確認や届出対象規模未滿の解体現場等の立入検査を行います。

また、2021 年 4 月以降順次実施される規制対象の拡大等の規制強化について、事業者等への周知や立入検査の実施により規制遵守の徹底を図ります。

「アスベスト飛散防止推進月間」と位置付けている 6 月と 12 月に解体現場の府域一斉パトロールを実施するほか、府民・事業者を対象とした飛散防止対策セミナーや関係団体・市町村と「大阪府「みんなで防止！！石綿飛散」推進会議」を開催し、徹底した石綿飛散防止対策の周知の取組みの共有を行います。

また、災害時の石綿飛散防止に係る措置について府民等への周知を行います。

<2021 年度の取組指標>

- ・解体現場等の立入検査
 - ・規模の大きい作業の石綿濃度測定
(分析は(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所により実施。)
 - ・石綿飛散防止対策セミナー等の開催
- 【参考】2019 年度実績
- ・届出 168 件、立入検査等 403 件



大気中の石綿濃度測定

【環境管理室 06-6210-9581】

騒音・振動・悪臭の防止

■騒音・振動の防止

[11,576 千円]

(目的)

工場・事業場、建設作業及び道路等からの騒音・振動を防止し、生活環境の保全を図ること。

(内容)

幹線道路沿道における自動車騒音、大阪国際空港及び関西国際空港の周辺地域における航空機騒音、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況を把握し、関係機関に低騒音舗装や低騒音型機材への代替などの対策の推進を働きかけます。

また、工場及び建設作業等の騒音・振動の規制権限を有する市町村において規制・指導の徹底が図られるよう、必要な技術的支援を行います。

<2021 年度 of 取組指標>

- ・自動車騒音モニタリング調査の実施 10 町村域
(自動車騒音に係る環境基準の達成率：94.5% (2018 年度))
- ・航空機騒音調査の実施 (大阪国際空港周辺：通年3地点、短期2地点、関西国際空港周辺：短期2地点)
- ・市町村研修会の開催 2回



航空機騒音の測定

【環境管理室 06-6210-9588】

■沿道環境改善事業

[40,000 千円]

(目的)

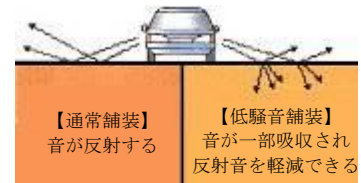
府が管理する道路において、騒音対策として低騒音舗装(排水性舗装)を実施し、沿道の環境改善を図ること。

(内容)

環境基準の達成状況が悪い区間(騒音対策区間)において、路面の損傷状況に応じた補修を行う際に、低騒音舗装(排水性舗装)を実施することにより、騒音の低減を図り沿道環境を改善します。

<2021 年度 of 取組指標>

- ・予定路線：国道 173 号、大阪中央環状線 等
- 【参考】2020 年度実績 国道 423 号 等



低騒音舗装による騒音対策

【交通道路室 06-6944-9291】

■悪臭防止規制指導に関する市町村支援

[一 千円]

大気汚染防止のための事業所規制に含む

(目的)

悪臭規制事務を担当する府内の市町村が適正な悪臭規制を推進できるよう市町村への支援を行うこと。

(内容)

市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せの対応や悪臭防止法施行状況調査の取りまとめを通して、悪臭規制事務で市町村が苦慮している点や府内の悪臭苦情の現状を把握します。

そのうえで市町村職員を対象に研修会を開催し、臭気測定実習等の技術的支援を行うほか、各市町村での悪臭苦情事例等の情報共有や意見交換の場を設けることで、事務の処理方法や悪臭苦情の対応方法等の習得、臭気指数規制の導入を支援します。

<2021 年度 of 取組指標>

- ・市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応
- ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ
- ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施 1回



研修会での臭気測定実習

【環境管理室 06-6210-9581】

生活排水の100%適正処理をめざした生活排水処理対策の促進や総量規制等の工場・事業場排水対策の推進

■水質汚濁防止の事業所規制

[6,577 千円]

(目的)

水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、事業所に対して水質汚濁物質等の排出規制及び有害物質の地下浸透規制を行い、水質環境基準の達成及び有害物質による地下水汚染の防止を図ること。

(内容)

法・条例に基づく施設の設置・変更の事前届出を義務付け、生物化学的酸素要求量（BOD）や有害物質等の排水基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じ指導を行います。

また、規制の実効性を確保するため、届出施設等について立入・採水検査を実施し、排水基準や施設等の構造基準の遵守指導を行います。



事業所排水の採水検査

<2021 年度の取組指標>

- ・排水基準が適用される事業所全てに、立入・採水検査を実施
- ・施設等の構造基準が適用される事業所全てに、立入検査を実施

【参考】2019 年度実績

- ・工場・事業所立入件数：468 件、試料採取・分析件数：226 件 うち 20 件について改善を指導

【環境管理室 06-6210-9585】

■生活排水対策の推進

[- 千円]

水質汚濁防止の事業所規制に含む

(目的)

河川等の良好な水環境を確保するため、生活排水の負荷量の削減を図ること。

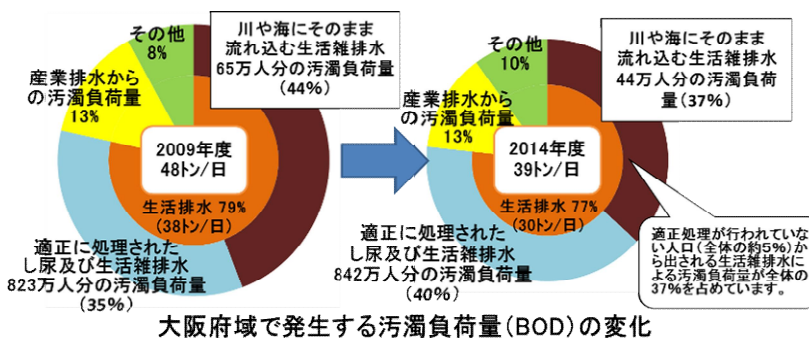
(内容)

河川等の汚濁の原因の約8割を占める生活排水の負荷量を削減するため、「市町村生活排水処理計画」の見直し等への技術的支援を行い、下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の効率的・効果的な整備を促進します。

また、「大阪府生活排水対策推進月間」（2月）を中心に啓発活動を通じて、家庭でできる生活排水対策の実践の浸透を図ります。



生活排水対策の啓発活動



<2021 年度の取組指標>

- ・「市町村生活排水処理計画」見直し予定市町村等を対象として、ヒアリング等技術的支援を実施

【参考】2019 年度実績 7 回

- ・生活排水対策に関する街頭啓発やパネル展示等を実施

【参考】2019 年度実績 街頭啓発5か所、パネル展示 12 か所

【参考】生活排水適正処理率 96.1% (2018 年度末)

【環境管理室 06-6210-9585】

■浄化槽整備事業の推進

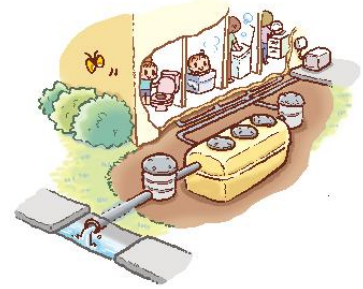
[13,427 千円]

(目的)

生活排水対策やトイレの水洗化による生活環境の改善のために、合併処理浄化槽の整備を推進すること。

(内容)

個人が浄化槽を設置する際の費用の一部を助成する「浄化槽設置整備事業（個人設置型）」及び市町村が主体となって各戸に浄化槽を整備し、住民から使用料を徴収して管理運営する「公共浄化槽整備推進事業（市町村設置型）」を実施する市町村に対して、引き続き府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図ります。



合併処理浄化槽設置イメージ

<2021 年度 of 取組指標>

- ・浄化槽設置整備事業（個人設置型） 11 市町村
 - ・公共浄化槽整備推進事業（市町村設置型） 5 市
- 【参考】2019 年度実績
- ・個人設置型浄化槽 10 市町村にて実施
 - ・市町村設置型浄化槽 5 市にて実施

【環境衛生課 06-6944-9180】

水質汚濁負荷量の削減

■総量削減計画の進行管理

[56 千円]

(目的)

府内から発生し大阪湾に流入する化学的酸素要求量（COD）、窒素（T-N）、りん（T-P）の量を削減し、閉鎖性水域である大阪湾の水環境の改善を図ること。

(内容)

COD、T-N、T-Pに係る第8次総量削減計画の進行管理を行うため、関係機関等から入手した各種データの整理を行うことにより、発生負荷量を把握します。あわせて、総量規制基準を設定する際に必要となる規制対象事業場の工程排水実態等についての調査や関係情報の収集・整理を行い、国が定める予定の第9次総量削減基本方針に基づき、第9次計画の策定に向けた検討を進めます。

<2021 年度 of 取組指標>

- ・2020 年度の COD、T-N、T-P の発生負荷量を把握し、発生負荷量削減の進捗管理を行う。

【参考】

- ・2018 年度の COD、T-N、T-P の発生負荷量
COD 44 トン/日、T-N45 トン/日、T-P2.8 トン/日

【環境管理室 06-6210-9577】

大阪湾の環境改善対策の推進

■豊かな大阪湾の創出に向けた取組みの推進

[1,215 千円]

(目的)

大阪湾流域の自治体等の関係機関と連携し、大阪湾の水質改善・汚濁防止を図ることにより豊かな大阪湾の創出をめざすこと。

(内容)

「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」に基づき、豊かな大阪湾の創出に向けた取組みを推進します。

また、大阪湾沿岸 23 自治体で構成する「大阪湾環境保全協議会」において、大阪湾の環境保全を啓発します。

さらに、大阪湾再生推進会議（事務局：近畿地方整備局、国・府県・市等で構成）が策定した「大阪湾再生行動計画」に基づき、総量規制や生活排水対策、水質一斉調査などを実施し、関係機関と連携しながら大阪湾の水質改善を推進します。

<2021 年度 of 取組指標>

- 大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展 5 回
【参考】2019 年度のイベントへの出展回数 5 回
- モニタリングによる大阪湾の水質の状況把握



出展イベントの様子

【環境管理室 06-6210-9577】

■「豊かな大阪湾」の創出に向けた環境改善・啓発事業【一部新規】

[7,433 千円]

(目的)

栄養塩類の滞留等課題の多い湾奥部において、民間公募による環境改善モデル設備の試験設置への補助を行うとともに、大阪湾の魅力を伝えるウォーキングイベントの開催や動画の作成・発信等により、大阪湾への愛着を高め、プラスチックごみなどの海ごみ削減等の環境配慮行動を促進すること。

(内容)

簡易エコ護岸、浅場創出等の湾奥部における環境改善モデル設備を民間事業者から公募し、設備の整備に係る費用の補助を行います。また、フォトグラファーと連携し、大阪湾沿岸の魅力スポットを巡り、撮影しながら、海ごみ問題等について学ぶウォーキングツアー等を開催します。

さらに、大阪湾の魅力を体感でき、海洋プラスチックごみ問題を知り、行動変容を促す短尺シリーズ動画を作成し、民間施設と連携して発信します。

<2021 年度 of 取組指標>

- 環境改善モデル設備 2 設備を民間公募し、設置
- フォトグラファーと連携した大阪湾魅力スポットを巡る撮影ウォークの開催 2 回
- 大阪湾の魅力と課題を伝える短尺シリーズ動画の作成
- 鉄道会社と連携したエコウォークツアー開催 2 回



環境改善モデル設備の設置



魅力スポット撮影ウォーク

(イメージ)

【環境管理室 06-6210-9577】

■海岸漂着物等対策事業

[26,575 千円]

(目的)

大阪湾の海ごみを回収するとともに、その発生抑制のための実態調査や啓発を行うことにより、海洋プラスチックを含む海岸漂着物等の削減を図ること。

(内容)

漁業者と連携して海底ごみ及び漂流ごみを回収・処分するとともに、大阪湾に漂流するごみ等の実態調査（個数・組成）及び海岸に漂着したごみの組成調査を実施します。また、市町村が行う海岸漂着物等の回収や発生抑制の啓発に要する費用を補助します。



漂流ごみの回収



回収された漂流ごみ

<2021 年度 of 取組指標>

- ・大阪湾沿岸における漂流ごみ等の組成調査 4 か所、2 回

【参考】2020 年度実績

- ・市町村の海岸漂着物等対策事業への補助 4 市

【環境管理室 06-6210-9577】

- ・大阪湾沿岸におけるマイクロプラスチック及び漂着ごみの組成調査 各 1 回

【水産課 06-6210-9612】

■大阪湾漁場環境整備事業

[13,376 千円]

(目的)

貧酸素水塊の発生及び栄養塩が滞留している海域に攪拌ブロック礁を設置し、底層から表層にかけて湧昇流や攪拌流を発生させ、海域環境の改善を行うとともに栄養塩を緩やかに南下させること。

(内容)

岸和田市～泉佐野市沖の一般海域に潮流攪拌機能を持つブロック礁を設置し、海水中への栄養塩の供給や底質への酸素の供給など、魚介類の生育環境の向上を図ります。



攪拌ブロック礁

<2021 年度 of 取組指標>

- ・整備が完了した 8ha の工区について、効果調査を実施。

【参考】2020 年度実績

- ・攪拌ブロックを泉佐野市沖に設置し、0.32ha の漁場環境整備を実施。

【水産課 06-6210-9612】

水循環の保全・再生

■流域下水道事業の推進

[40,922,294 千円]

(目的)

流域下水道の整備を進めることにより、公共用水域の水質改善を促進し、環境保全目標の達成率の向上及び閉鎖性水域の富栄養化の軽減を図ること。

(内容)

大阪府の下水道普及率は96%を超えており、水みらいセンター（下水処理場）や流域下水道幹線などの基幹施設は概成していることから、管渠、ポンプ場、水みらいセンターの計画的な改築など下水道の機能維持に取り組み、引き続き大阪湾や河川等の公共用水域の水質改善を図ります。

また、水みらいセンターとポンプ場においては、合流式下水道の改善を推進します。



水みらいセンター

<2021年度の取組指標>

- ・下水道普及率の向上

【参考】2019年度末現在

下水道普及率 96.7%

- ・施設整備内容

合流式下水道の改善 1箇所

下水処理機能の計画的な維持保全 42箇所

(うち、水みらいセンター14箇所、ポンプ場28箇所)

【下水道室 06-6944-6792】

環境リスクの高い化学物質の排出削減

■環境リスクの高い化学物質の排出削減

[289 千円]

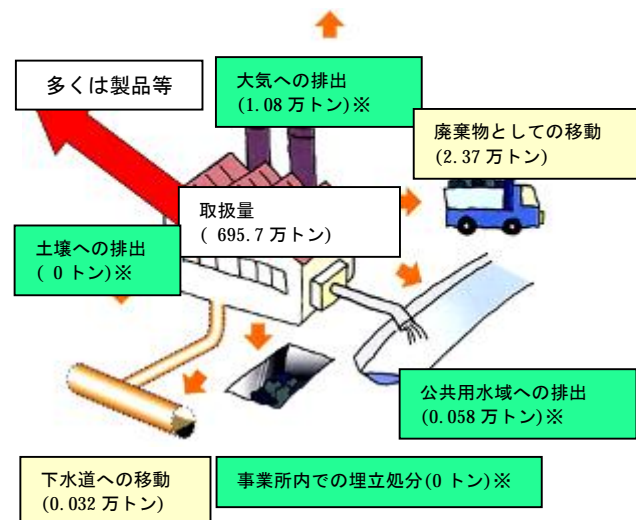
(目的)

化学物質に係る環境リスクを低減すること。

(内容)

環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、PRTR法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、化学物質の排出量等の届出の受理、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対する指導・助言を行います。

また、排出量削減の効果を検証するため、有害大気汚染物質モニタリング等の測定データを活用し、環境中への排出量データと環境濃度の経年的な傾向及びその関連性等について比較検討を進めていきます。



2018年度の府域における化学物質の届出排出量・移動量・取扱量

※届出排出量の合計：1.14万トン

<2021年度の取組指標>

- ・環境リスクの高い化学物質の排出を削減する。

【参考】

- ・排出量等の届出件数 PRTR法 1,469件、条例 1,257件（2019年度実績）

- ・環境リスクの高い化学物質の排出量 11,412トン（PRTR法対象物質 4,191トンを含む）

（2018年度実績）

【環境管理室 06-6210-9578】

■大規模災害時における化学物質による環境リスク低減対策の推進

[- 千円]

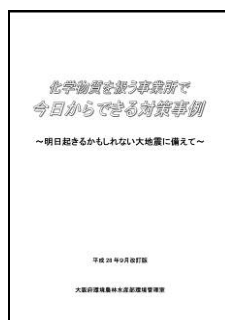
(目的)

大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的管理の強化を図ること。

(内容)

事業者に対し、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時の化学物質による環境リスクを把握し、その低減方策を検討・実施した管理計画書の届出を求めています。届出された計画書に沿って対策が行われていくよう立入検査等により指導を行います。

また、災害時の消防活動をより安全なものにするため、事業者からの届出情報に基づき、市町村消防部局に対し、化学物質の取扱情報を定期的に提供していきます。



対策事例集「化学物質を扱う事業所で今日からできる対策事例～明日起きるかもしれない大地震に備えて～」

<2021 年度 of 取組指標>

- ・届出された化学物質管理計画書の進捗状況の把握、立入検査等による対策推進の指導

【参考】2019 年度実績

- ・大規模災害に備えたリスク低減対策に関する化学物質管理計画書の届出件数 521 件(2019 年度までの累計)
- ・立入検査実施件数 59 件

【環境管理室 06-6210-9578】

■大阪エコ農業の推進

[21,794 千円]

(目的)

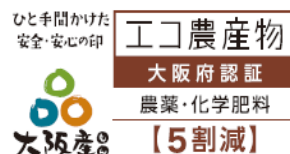
農業の環境への負荷軽減を進め、環境保全と生産性の調和と農業経営面（採算性）に留意した大阪エコ農業を推進すること。

(内容)

化学合成農薬と化学肥料の使用を従来の半分以下で生産した農産物を「大阪エコ農産物」として認証する制度を推進し、以下のような地球温暖化や生物多様性に効果の高い農業生産を支援します。

また、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所と連携し病害虫防除に関する調査研究等を行います。

- ・炭素貯留効果の高い堆肥の使用：カバークロップの作付け（水稻を栽培する前の水田にレンゲを栽培し土を豊かにする）等
- ・農薬使用量の低減：捕食性カブリダニ類や飛ばないテントウムシなどの天敵活用等



大阪エコ農産物認証マーク



スワルスキーカブリダニ



飛ばないナミテントウ

<2021 年度 of 取組指標>

- ・大阪エコ農産物認証面積 576ha

【農政室 06-6210-9590】

化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進

■化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進

[- 千円]

(目的)

化学物質による環境リスクに関する科学的な知見・情報を府民・事業者・行政が共有し、相互理解を深めるための対話である「リスクコミュニケーション」の取組みを推進すること。

(内容)

化学物質の排出削減やリスクコミュニケーションの重要性について、府民・事業者等の理解を深めるため、化学物質対策に関するセミナーを開催し、府民・事業者・行政の対話の推進を図ります。



化学物質対策セミナー

<2021年度取組指標>

- ・化学物質対策に関するセミナーの開催

【参考】2019年度実績

- ・化学物質対策セミナー 1回開催（403人参加）

【環境管理室 06-6210-9578】

残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理

■土壌・地下水汚染対策の推進

[557 千円]

(目的)

土壌汚染の早期発見、汚染土壌の適正な管理・処理による周辺住民の健康影響の防止、事業場における土壌汚染の未然防止及び地下水汚染対策を推進すること。

(内容)

土壌汚染による府民の健康影響の防止を図るため、土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、土地の所有者等が行う土壌汚染の状況調査や汚染の除去等の措置について指導を行います。

また、有害物質を使用している事業場における土壌汚染の未然防止のための漏えい防止対策や、事業者による地下水汚染対策が適切に推進されるよう指導を行います。



汚染土壌掘削工事の現地確認
状況（地下水位の確認）

<2021年度取組指標>

- ・土壌汚染状況調査、汚染の除去等の措置、地下水汚染対策等の指導

【参考】2019年度実績

- ・形質変更届出件数 46件
- ・調査結果報告件数（法・条例・自主） 18件

【環境管理室 06-6210-9579】

地盤沈下対策の推進

■地盤沈下対策に係る規制指導

[4,072 千円]

(目的)

地盤沈下を未然に防止するため、工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水採取の規制等を行うこと。

(内容)

工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく許可の審査のほか、地下水採取の実態を把握するため、地下水の採取量について報告の徴収を行い、必要に応じ事業者に対し指導を実施します。

また、府内の地盤沈下の状況を把握するため、計 14 箇所の地盤沈下・地下水位観測所において地盤沈下量と地下水位の観測を行います。



地盤沈下・地下水位観測所

<2021 年度の取組指標>

- ・工業用水法に基づく許可、地下水採取量報告徴収
- ・地盤沈下量、地下水位の観測 14 箇所

【参考】2019 年度末時点

- ・工業用水法に基づく許可件数 76 件
- ・地下水採取量報告徴収対象件数 1,421 件

【環境管理室 06-6210-9579】

環境監視

■大気汚染常時監視

[132,587 千円]

(目的)

府域の大気の大気汚染状況の常時監視、分析を行い、環境基準の適否など環境の現状を把握するとともに、健康被害等の未然防止を図ること。

(内容)

大気汚染状況を連続的に監視し、環境基準の適否を評価、公表します。

光化学スモッグ注意報等の発令、周知を行います。また、PM2.5 の注意喚起を防災情報メール等で発信します。

微小粒子状物質 (PM2.5) について成分分析を行い、環境の現状を把握します。

有害大気汚染物質について、汚染状況の把握のための調査・分析を実施します。

健康被害が懸念される石綿について、大気中濃度を経年的に監視します。



大気汚染の自動測定機

<2021 年度の取組指標>

- ・大気汚染常時監視 27 局 (国設局 2 局を含む)
- ・微小粒子状物質成分分析 2 地点
- ・有害大気汚染物質モニタリング 6 地点
- ・石綿環境モニタリング 4 地点

【環境管理室 06-6210-9621】

■ 公共用水域常時監視

[62,629 千円]

(目的)

公共用水域及び地下水の水質を常時監視し、環境基準の適否など環境の現状を把握すること。

また、環境省からの受託により大阪湾の水質等の調査を実施すること。

(内容)

河川及び海域における水質等の常時監視を行い、環境基準の適否を評価、公表します。

地下水質の常時監視（概況調査、継続監視調査、汚染井戸周辺地区調査）を行い、環境基準の適否を評価、公表します。

環境省からの受託により、大阪湾を含む瀬戸内海における水質汚濁、富栄養化の実態を広域的かつ統一的に把握するための調査のうち、大阪湾の調査を行います。



河川の調査風景

<2021 年度 の取組指標>

- ・河川（水質 57 地点、底質 9 地点）
- ・海域（水質 15 地点、底質 5 地点）
- ・地下水質（概況調査 20 地点、継続監視調査 38 地点）
- ・環境省受託調査 大阪湾海域（水質 7 地点、底質 2 地点、マクロベントス（底生生物）2 地点）

【環境管理室 06-6210-9621】

■ ダイオキシン類の常時監視

[12,395 千円]

(目的)

ダイオキシン類について、府内の環境状況を継続的に把握すること。

(内容)

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、河川・海域（水質、底質）、地下水質、土壌のダイオキシン類の常時監視を行い、府内の汚染状況を把握します。



大気試料の採取風景

<2021 年度 の取組指標>

- ・大気 8 地点
- ・河川水質・底質 20 地点
- ・海域水質・底質 5 地点
- ・地下水質 6 地点
- ・土壌 6 地点

【環境管理室 06-6210-9621】

公害紛争処理

■ 公害審査会

[1,851 千円]

(目的)

公害紛争処理法に基づき、知事の附属機関として公害に係る紛争について調停、あっせん、仲裁を行い、府内の紛争解決に取り組むこと。

(内容)

公害審査会は、府民、事業者等から公害紛争処理法に基づく調停申請があれば、当事者同士の話し合いによる紛争の解決を図るため、「調停委員会」を設置して迅速かつ適正に手続きを進めます。

また、公害審査会全体会議を開催し、審査会委員が係属中の公害調停の進捗状況について意見交換を行います。



公害審査会全体会議

(年 2 回開催予定)

<2021 年度 の取組指標>

- ・公害紛争処理法に基づく申請があれば、中立公正な立場から紛争の解決を図る。

【参考】(2020 年 12 月末現在)

- ・2020 年度 係属中 6 件 終結 3 件 新規受付件数 5 件

【環境管理室 06-6210-9580】

V 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進

《2030年の実現すべき姿》

- 府民、事業者、民間団体、行政など各主体が積極的に参加し、自ら行動する社会となっている。
- みどりが多く、豊かな水辺や歴史・文化が活かされ、多様な働き方が普及するとともに、安全・安心で持続可能な「暮らしやすい」「働きやすい」「訪れたい」都市となっている。
- ヒートアイランド現象が緩和されるなど、快適な生活環境が確保されている。

～「暮らしやすい」、「働きやすい」、「訪れたい」都市をめざして～

■府民参加の促進



学生エコチャレンジミーティング



学生ボランティアによる棚田保全活動

■みどりの風を感じる大阪



資料：みどりの大阪推進計画

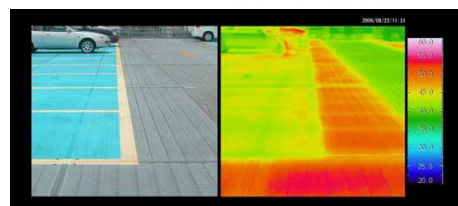
■ヒートアイランド対策の推進



屋上緑化



透水性・保水性舗装



太陽熱の高反射舗装

■魅力ある景観の形成

■歴史的・文化的環境の形成



千早赤阪村下赤阪の棚田の風景



富田林市寺内町の町並



百舌鳥・古市古墳群

● 施策の方向

- 環境情報の発信・環境教育等の推進
- 府民参加の促進
- みどりと水辺の保全と創造
- 森林吸収・緑化等の推進
- ヒートアイランド対策の推進
- 魅力ある景観の形成
- 歴史的・文化的環境の形成
- 環境影響評価制度の推進

《分野別計画及び目標》

- 大阪府環境教育等行動計画
概要：府民が広く環境保全活動に取り組み、持続可能な社会の実現に向けて自ら問題解決能力を育んでいくことができるよう環境教育等を推進する施策の充実を図る。
目標：環境教育等を総合的・体系的に推進し、環境保全の意欲の増進を図ることによって、府民による「環境保全活動」に取組みが広がるよう、6つの柱を立て、相互に関連させながら環境学習や環境保全活動を推進。
- みどりの大阪推進計画
概要：「みどりの風を感じる大都市・大阪」を実現するため、大阪府のみどりに関する総合的な計画として、施策の推進方向や実現戦略を示す。
計画の期間：2009年～2025年
目標：
 - ・緑地の確保目標：府域面積に対する割合を約4割以上確保
 - ・緑化の目標（市街化区域）：緑被率20%（現況の1.5倍）
- ヒートアイランド対策推進計画
計画の期間：2015年度から2025年度
目標：
 - ①住宅地域における夏の夜間の気温を下げることにより、地球温暖化の影響を除外した熱帯夜日数^(※)を2000年より3割減らす。
※都市化の影響が少ない全国15地点のデータから算出した地球温暖化による影響と考えられる気温上昇分を除いて算出した熱帯夜日数
 - ②屋外空間における既存のクールスポットの活用や創出をすることにより、屋外空間における夏の昼間の暑熱環境を改善する。
- 都市景観ビジョン・大阪
概要：大阪府景観条例に基づく「大阪府景観形成基本方針」として策定するものであり、大阪府の景観特性を踏まえ、広域的な視点と地域的な視点からの景観形成の方向性を示す。
- 大阪府文化財保存活用大綱
概要：大阪府における文化財の保存・活用に関する施策の方向性を示すもの。めざすべき姿、基本理念、基本方針、それらに基づき文化財の保存・活用を図るために講ずる措置や、防災・防犯および災害発生時の対応等を示す。

2021年度の主な施策・事業と取組指標

環境情報の発信・環境教育等の推進

■環境情報の発信

[- 千円]

(目的)

ホームページやメールマガジンを通して、環境イベントや環境モニタリング情報等を発信し、府民・事業者・地域団体・NPO等の環境保全活動を促進すること。

(内容)

大阪の環境に関する情報のポータルサイトとして、「おおさかの環境ホームページ エコギャラリー」を開設しています。また、環境等イベント情報をお知らせするため、「大阪府環境農林水産イベント情報配信サービス」を配信しています。

最近の大阪の環境に関するイベント情報、水質・大気等の環境モニタリング結果、環境審議会の審議内容、環境白書、条例・計画の情報等、幅広い環境情報について、ホームページ上に速やかに公表するなど積極的に発信することで、府民・事業者・地域団体・NPO等の環境保全活動の促進を図ります。



おおさかの環境ホームページ
エコギャラリーのトップページイメージ

<2021年度の取組指標>

- ・メールマガジン「大阪府環境農林水産イベント情報配信サービス」配信件数 12件

【環境農林水産総務課 06-6210-9543】

【エネルギー政策課 06-6210-9319】

■環境教育等の推進

[- 千円]

(目的)

府民・事業者等のあらゆる主体が、様々な環境問題を理解し、環境配慮に対する意識の向上を図ること。

(内容)

学校、企業等への各種出前講座や各種施設見学会等を実施するなど、「環境教育等行動計画」に基づき、環境学習と環境保全活動を推進します。



小学校での環境教育

<2021年度の取組指標>

- ・府庁の各部局で取り組む環境教育出前講座等事業数 30事業

【エネルギー政策課 06-6210-9319】

府民参加の促進

■府民協働推進事業

[4,033 千円]

(目的)

地方公共団体、事業者、府民及び民間団体の協働により、豊かな環境の保全と創造に関する活動を積極的に推進すること

(内容)

大阪府環境基本条例により設置している「豊かな環境づくり大阪府民会議」を運営し、会員相互の意見交換を促進するとともに、府民会議のネットワークを活用し、府民、団体、事業者等各主体の協働により、脱炭素社会、海洋プラスチックごみ問題等の環境の課題に対応した持続可能な社会の実現を図るため、様々な主体の連携・協働による各種事業を実施します。

- ・おおさか環境デジタルポスターコンテスト
- ・こども環境交流サミット
- ・学生エコチャレンジミーティング
- ・環境交流促進事業

<2021 年度の取組指標>

- ・おおさか環境デジタルポスターコンテストの開催
- ・こども環境交流サミット開催 1 回
- ・学生エコチャレンジミーティング開催 1 回
- ・環境交流促進事業 交流イベント開催 1 回



学生エコチャレンジ
ミーティング

【エネルギー政策課 06-6210-9319】

■環境データ「見る」「知る」「活かす」事業【新規】

[1,150 千円]

(目的)

環境データ等を用いた府民向けのセミナー等を実施し、府の環境への理解促進、危機意識の向上等につなげること。

(内容)

セミナー及びワークショップをオンラインで実施し、環境常時監視データが示す府の環境の変遷、光化学スモッグや PM2.5 の発令時の対処、個人が取り組みできる環境保全活動の紹介等を通して、自身の意識を見つめ直す契機とします。



オンラインによるセミナー
(イメージ)

<2021 年度の取組指標>

- ・セミナー、ワークショップの実施 5 回

【環境管理室 06-6210-9621】

■笑働 O S A K A の推進

[582 千円]

(目的)

府民・企業・行政等、多様な主体の強みを活かした連携・協働により笑顔あふれる大阪を実現すること。

(内容)

公共施設の一定区間を、自治会・企業等に清掃・美化活動を行ってもらい、地域コミュニティの活性化、地域への愛着を創出します。

<2021 年度の取組指標>

- ・アドプト・プログラムへの参加団体数及び参加者を 2020 年度と同程度にする。

【参考】2020 年度実績

- ・参加団体、参加見込者：641 団体、約 54,500 人



笑働
OSAKA

笑働 OSAKA
ロゴマーク

【事業管理室 06-6944-9269】

■農業・農空間に関する活動への府民の参加促進

[70 千円]

(目的)

農業の担い手が減少する中、企業や学生等の幅広い府民参加により、農業・農空間の持つ多様な機能の発揮促進を図ること。

(内容)

府民が気軽に農空間での活動に参加できるように、企業や学生、農空間保全団体等の多様な主体が参画する「おおさか農空間づくりプラットフォーム」を運営し、農空間の魅力や活動等に関する情報の発信、府民に農業・農空間に触れ合う機会を提供する取組を支援します。



学生ボランティアによる
棚田保全活動

<2021 年度の取組指標>

- ・「おおさか農空間づくりプラットフォーム」の運営
- ・公式 Facebook・Instagram の運営及び外部媒体との連携
- ・府民に農業・農空間に触れ合う機会を提供する取組への支援及び後援

【農政室 06-6210-9600】

みどりと水辺の保全と創造

■「みどりの風を感じる大都市・大阪」の推進

[一 千円]

(目的)

都市魅力の向上につなげる都市緑化を一層推進するため、部局連携による取組を進め、みどり豊かな魅力あふれる大阪の実現を図ること。

(内容)

民間事業者や地域住民が取り組む、緑化空間の整備を市町村との連携や民間寄附の活用を図りながら、取り組みます。

(主な事業)

- ・「みどりづくり推進事業（活動助成）」
地域の緑化活動団体等が行う活動に対し助成します。
- ・「地域緑化推進事業」
住民等が協働して行う植栽活動に対し、緑化樹を配付します。
- ・「みどりの風の道形成事業」
みどりの風促進区域（※）で企業等が行う緑化に対し、植栽の経費等を補助します。
（※）海と山をつなぐみどりの太い軸線の形成をめざし、道路や河川などの公共空間と沿線民有地の一体的な緑化を進めるため、12 路線を指定した区域。
- ・「良好な緑陰づくり支援事業」
接道部で民間事業者が行う高木緑化に対する経費を補助します。
- ・「豊かな緑陰形成等支援事業」
府域各地での緑陰づくり等を促進するため、市町村による道路や公園などの公共空間での緑化整備・再生を支援します。
- ・「みどりの空間づくり事業」
交差点の歩道部等の公共空間で、緑化整備と併せてベンチ等を設置し、みどりの空間を整備します。
- ・マイツリー事業
府が管理する道路で、寄付者のメッセージ板を添えた樹木を植栽します。



企業等が行う
緑化のイメージ



良好な緑陰空間
のイメージ

<2021 年度の取組指標>

・みどりづくり推進事業（活動助成）	8 件	・地域緑化推進事業	2,500 本配付
・みどりの風の道形成事業	3 地区	・良好な緑陰づくり支援事業	10 箇所
・みどりの空間づくり事業	1 箇所	・マイツリー事業	50 本植栽

【みどり推進室 06-6210-9558】

【都市計画室 06-6944-7594】

森林吸収・緑化等の推進

■アドプトフォレスト制度による企業の森づくり

[- 千円]

(目的)

企業やNPO法人等の参画により、放置された人工林や竹林等荒廃した森林を整備することで、地球温暖化防止や生物多様性の保全等に資すること。

(内容)

大阪府が、事業者等の要望を聞きながら、活動地や活動内容等の提案を行い、活動地となる市町村や大阪府、事業者等の間で、活動内容や役割分担等を含む協定を結びます。その上で、事業者等は対象地域で間伐や植樹、下草刈りなどの森づくり活動を行います。

府は、協定を結ぶ際の調印式の実施や、長期の活動を実施する事業者への感謝状贈呈式等により、事業者等の新規参画や意欲向上を図ります。



企業による森づくり活動の様子

<2021年度取組指標>

- ・協定を結ぶ際の調印式、長期の活動を実施する事業者への感謝状贈呈式の実施

【参考】 2020年度現在

- ・全体の活動地区数 36ヶ所
- ・全体の参加団体数 40団体

【みどり推進室 06-6210-9556】

■森林環境譲与税を活用した市町村の森林整備・木材利用に対する技術的支援等【一部新規】

[162,285 千円]

(目的)

国の森林環境譲与税を活用した市町村の森林整備及び木材利用が円滑かつ確実に実施できるよう、府が市町村を支援すること。

(内容)

市町村に対し、森林整備に関する技術的支援や、木材利用を実施するために必要な情報提供、助言・指導を行います。森林整備に関する技術的支援においては、取得した航空レーザー計測データ等を活用し、森林の現況データの整理と共有を実施します。また、木材利用への支援に関しては、府内産木材（国産木材の一部利用も可）を活用して府有施設の内装木質化を実施することにより、市町村が事業検討・実施時に参考となるモデル事例を示します。



市町村向け研修会の様子

<2021年度取組指標>

森林環境譲与税で森林整備を実施した市町村数

【参考】 2019年度実績 9市町村

【みどり推進室 06-6210-9556】

ヒートアイランド対策の推進

■都市緑化を活用した猛暑対策事業

[490,629 千円]

(目的)

多くの人々が屋外で暑くても待たざるを得ないバス停等のある駅前広場などにおいて、暑熱環境の改善を図ること。

(内容)

市町村や鉄軌道・バス事業者などが行う植樹等による緑化及びミスト発生器などの暑熱環境改善設備の設置に対して助成します。



駅前広場での緑化

<2021 年度の実績指標>

市町村や鉄軌道・バス事業者などに対する補助

【参考】2020-2023 年度で、150~200 箇所の補助

【みどり推進室 06-6210-9558】

■建築物におけるヒートアイランド対策の促進

[- 千円]

(目的)

優れたヒートアイランド対策の取組みをした建築主及び設計者を顕彰し、建築物におけるヒートアイランド対策を促進すること。

(内容)

府内の大規模な建築物（延べ面積 2,000 m²以上）の新築等にあたり特に優れたヒートアイランド対策の取組みをした建築主及び設計者を対象として、2019 年度に「おおさかストップ温暖化賞」に創設した特別賞（愛称：“涼”デザイン建築賞）を公募により実施します。



<2021 年度の実績指標>

・おおさかストップ温暖化賞特別賞の実施

【建築指導室 06-6210-9725】

魅力ある景観の形成

■府道緑化事業

[813, 968 千円]

(目的)

都市の景観形成や環境改善等多様な役割を果たす街路樹を、適切に維持管理を行い、安全安心で魅力的な道路環境整備を推進すること。

(内容)

倒木しにくい樹種への更新や樹木が健全に生育できる基盤づくりを行うことにより、地域に親しまれる緑陰づくり、安全安心で魅力的な街路樹空間の形成を行います。また、定期的な点検を行うことで、倒木や枝折れの発生を予防し、良好な道路環境の創出を図ります。

<2021年度取組指標>

- ・街路樹の更新・補植 高木：266本 低木：16,386本



府管理道路の街路樹整備状況の例（箕面摂津線）

【都市計画室 06-6944-9314】

■美しい景観づくり推進事業

[879 千円]

(目的)

「大阪府景観計画」等による適切な規制誘導の実施や、景観資源の発掘及び情報発信等を通じて、良好な景観形成を図ること。

(内容)

「大阪府景観計画」等による適切な規制誘導を実施し、良好な景観形成を図ります。

また、府民・事業者・行政による「大阪美しい景観づくり推進会議」の実施、地域の優れた景観資源の発掘・情報発信、景観上優れた建物等を表彰する「大阪都市景観建築賞」の実施などを通じて、府民等の景観に対する関心づくりに取り組み、良好な景観形成につなげます。

<2021年度取組指標>

- ・「大阪美しい景観づくり推進会議」の開催 1回
- ・「大阪都市景観建築賞」の実施



第39回大阪都市景観建築賞大阪府知事賞
(認定こども園 日吉幼稚園)

【建築指導室 06-6210-9718】

■ビュースポットおおさか発掘・発信プロジェクト

[ー 千円]

(目的)

世界に誇れる大阪の魅力ある景観、きらりと光る個性豊かで多彩な大阪の景観を美しく眺めることのできる場所（ビュースポット）を一般からの募集により発掘し、「ビュースポットおおさか」として選定したものを発信していくことで、府民・事業者・来訪者の景観に対する関心を高め、府域全体の良好な景観形成を推進すること。

(内容)

一般からの募集により、優れた景観を眺めることのできる場所（ビュースポット）を発掘し、「ビュースポットおおさか」として選定したものを発信するとともに、選定したビュースポットを活用した「モバイル景観クイズラリー」を継続的に実施し、スポットに立ち寄り、景観を楽しんでいただける取組みにより、府民の景観への関心を高め、良好な景観形成につなげます。

<2021年度取組指標>

- ・「第3回 ビュースポットおおさか」の実施
- ・「ビュースポットおおさか モバイルクイズラリー」の実施



(叡福寺と夕日を眺める太子・和みの広場)



(高山の棚田を眺める坂道)

ビュースポットおおさか 第1回選定

【建築指導室 06-6210-9718】

歴史的・文化的環境の形成

■指定文化財等の保全・活用と次世代への継承

[11,947 千円]

(目的)

大阪府の誇る指定文化財等の貴重な文化遺産を適切に保存・活用するとともに、これを確実に次世代に継承することによって、郷土への誇りや伝統・文化を尊重する心を育むこと。

(内容)

大阪府内に所在する各種文化財の把握に努め、特に価値が高いものについては、文化財指定等による保存の措置を講じます。

また永くこれを伝えていくため、必要な修理や防災設備の新設・点検・改修等が滞りなく進められるよう、専門的見地からの技術的支援を行うとともに、必要な場合は補助事業として財政的支援を行います。

<2021 年度 of 取組指標>

- ・文化財指定、登録の推進
- ・文化財保存修理等の補助



天然記念物

信達神社のオガタマノキ（泉南市）

【教育庁文化財保護課 06-6210-9902】

環境影響評価制度の推進

■環境影響評価制度

[3,285 千円]

(目的)

環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例に基づき環境アセスメント手続を行うことにより、大規模事業に係る環境保全について、適正な配慮がなされることを確保すること。

(内容)

学識経験者により構成される環境影響評価審査会の調査審議が円滑に行われるよう事務局として同審査会を適切に運営します。また、環境影響評価法等の対象事業について、環境影響評価図書の作成を指導するとともに、事後調査報告書の提出を受けて対象事業の実施による環境影響及び環境保全対策の履行状況を確認し、必要に応じ事業者へ環境保全についての措置を講じるよう求めます。

<2021 年度 of 取組指標>

- ・環境配慮の事前検討やわかりやすい環境影響評価図書の作成等に関する事業者への適切な指導

【参考】2019 年度実績

- ・計画段階環境配慮書の審査 1 事業
- ・環境影響評価方法書の審査 1 事業
- ・事後調査報告書の縦覧 4 事業



環境影響評価審査会による
事業計画地の現地調査

【環境管理室 06-6210-9580】

■ 関西広域連合における広域的な環境保全対策の推進（広域環境保全）

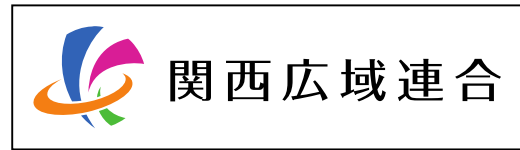
[16,319 千円]

（目的）

関西広域連合での温室効果ガス削減のための取組みや府県を越えた鳥獣保護管理の取組み等の広域的な環境保全の対策を推進すること。

（内容）

地球環境問題に対応し、持続可能な社会を実現する関西をめざすため、「低炭素社会づくりの推進」、「自然共生型社会づくりの推進」、「循環型社会づくりの推進」、「持続可能な社会を担う人育ての推進」の取組みを実施します。



関西広域連合シンボルマーク

<2021 年度の取組指標>

広域環境保全計画に基づき、下記分野について取組みを進める。

（低炭素社会づくりの推進）

- ・ 住民・事業者啓発
- ・ 次世代自動車普及促進
- ・ 再生可能エネルギーの導入促進

（自然共生型社会づくりの推進）

- ・ 生物多様性に関する情報の共有及び流域での取組による生態系サービスの維持・向上
- ・ 関西地域カワウ広域管理計画の推進
- ・ 広域連携による鳥獣被害対策の推進

（循環型社会づくりの推進）

- ・ 3R等の統一取組の展開

（持続可能な社会を担う人育ての推進）

- ・ 人材育成施策の広域展開

【地域主権課 06-6941-1705】

【産業創造課 06-6210-9486】

【エネルギー政策課 06-6210-9319】

【循環型社会推進室 06-6210-9567】

【環境管理室 06-6210-9586】

【動物愛護畜産課 06-6210-9619】